

古代倭国史の再構築

認識理論と科学的方法に則って

第二部

第Ⅷ章 600年代の倭国を詳細に見る 「蝶の雑記帳 130-8」

『旧唐書』は、倭国と日本国とを明確に別の項目に記述し、
二つの国が異なる国家であると認識していた。

誰もこれを否定することはできない。

日本の歴史家は、この問題を説明しなければいけないのに、
これまで真剣に考えた人はいなかった、ただ一人を除いて。

第Ⅷ章 600年代の倭国を詳細に見る	267
i. 『旧唐書』の記述する倭国と日本国	267
ii. 王朝交代規範から考える	275
iii. 600年代中ごろまでの倭国の状況	294
iv. 王朝交代の具体的過程の追跡	321
v. 倭国が670年に国号を日本国に変更した	337

第Ⅷ章 600年代の倭国を詳細に見る

i. 『旧唐書』の記述する倭国と日本国

この章でも中国史書の語る倭国の考察から始めよう。唐の時代の倭国について書いた史書として『旧唐書』がある。Wikipediaによれば、唐が倒れたあと国々が乱立した五代十国時代に華北に建てられた「後晋」で945年に編まれた。責任者が途中で交代するなど複数の編者で編まれて構成に乱れがあるという。情報が初唐に偏り晩唐は記述が薄いなどの問題があるが、北宋時代の1060年に編まれた『新唐書』よりも、生の資料をそのまま書き写したりしていて、資料的価値は『新唐書』よりも高いと評価されているらしい。本章で考察するのは唐の前期600年代の倭国だから、『旧唐書』を史料とするのがよいだろう。

『旧唐書』「列伝百四十九上東夷」の記述は、唐が戦乱をもちこんだ朝鮮半島の三国に詳しく、倭国について短い。ここでも、重要なところを取り出すやり方で引用しよう。議論しないが、興味深い文も残す。

倭国

(イ)：倭国は古^{いにしへ}の倭奴国なり。京師を去ること一万四千里、新羅東南の大海中に在り、山島に依って居る。東西五月行、南北三月行、世々中国と通ず。その国、居るに城郭無く、木を以って柵と為す、草を以って屋と為す。四面に小島、五十余国あり。皆これに附属す。その王の姓は阿每氏。一大率を置きて諸国を檢察し、皆これに畏附(畏怖)す。官を設くるに十二等有り。

(ロ)：……。すこぶる文字有り、俗(人)仏法を敬う。……。貴人は錦帽を戴^{いただ}き、百姓は皆椎髻(まげ)、冠と帯なし。婦人の衣は純色、裙^{もすそ}長くして腰に褌^{じゆ}、髪を後ろに束ね、銀花の長さ八寸なるを佩^おぶること左右各々数枝なり。衣服の制はすこぶる新羅に類す。

(ハ)：貞観五年(631年)、使を遣わして方物を献ず。太宗その道の遠きを矜^{あわれ}み、所司に勅して歳ごとに貢せしむるなし。また新州^{しし}刺史

の高表仁を遣わし、節を持して往きて之を撫せしむ。表仁、綏遠の才無く、王子と礼を争い、朝命を宣べずして還る。

(二)：二十二年(648年)に至り、また新羅に附して表(上表文)を奉じ、以って起居を通ず。

日本

(ホ)：日本国は倭国の別種なり。その国 日辺に在るを以って、故に日本を以って名と為す。あるいは曰う、倭国自らその名の雅ならざるを悪み、改めて日本と為すと。あるいは云う、日本は旧は小国、倭国の地を併せたりと。その人の入朝する者、多く自ら矜大(傲慢)、実を以って対えず。故に中国これを疑う。また云う、その国の界、東西南北各数千里、西界南界はみな大海に至り、東界北界は大山有りて限りをなし、山外は即ち毛人の国なりと。

(ヘ)：長安三年(703年)、その大臣朝臣(粟田)真人来りて方物を貢す。朝臣真人は、中国の戸部尚書のごとし。進徳冠を冠り、その頂きに花を為り分れて四散せしむ。身は紫袍を服し帛(絹)を以って腰帶と為す。真人好んで経史を読み文の属するを解し、容止温雅なり。(武)則天これを麟徳殿に宴し、(官位)を授け、放ちて本国に還らしむ。

(ト)：開元初(717年ころ)、また使を遣わして来朝、因って儒士に経を授けられんことを請う。……。その偏使 朝臣 仲滿……。中国の風を慕い、因って留まりて去らず。姓名を改めて朝衡と為し、仕えて役職を経歴した。朝衡 京師(都)に留まること五十年、書籍を好み、放ちて郷に帰らしめしも、逗留して去らず。

(チ)：天宝十二年(753年)、また使を遣わして貢す。

上元中(760年ころ)、朝衡を擢んで左散騎常侍・鎮南都護と為す。

貞元二十年(804年)、使を遣わして来朝、留学生 橘免勢、学問僧 空海。

元和元年(806年)、……。開成四年(839年)また遣使朝貢。

驚くべきことが二つある。第一に、上記のように、朝鮮半島の高麗・百濟・新羅と並んで倭国と日本国が異なる国として別々に記載されていることである。第二に、重大な問題なのに、現在の日本で倭国と日本国が別の国として記されていることがほとんど話題にされないことである。われわれはこの問題に正対して取り組まなければならない。

実は、ここに記載された倭国と日本国が時代を異にする別の国だということ、すでに半世紀も前に古田武彦によって指摘されていた⁽⁴⁰⁾。にもかかわらず、その問題提起に歴史学界から真剣な反応は示されなかった。それに対立する理論が無視されるというこの状況は、ほとんどの歴史学者が依って立つ見方が日本古代史のパラダイムとなっていることを明かしている。そのパラダイムは現在日本古代史全体をおおう排他的アプローチとなっているが、科学的研究においてどんなパラダイムも瑕疵がないと断定することはできない。

ここで、ここまで用いてきた日本古代史パラダイムということばを明確にしておこう。それは、『日本書紀』の主張を基本的に承認する問題空間で考える見方のことである。しかし、そういう立場の人でも、弥生時代については邪馬壹国が九州にあったとする人がいる。たとえば、近年復刊された岩波新書『日本国家の起源』⁽⁵³⁾の著者井上光貞がそういう立場に立つ。その差異を区別するために、ここから本書では、時代を限定して「奈良盆地の王統は古墳時代以後には日本列島を支配した」とする見方を、「現行の日本古代史パラダイム」と呼ぶことにしよう。こうすれば、現代のほとんどの歴史家と考古学者がそういう立場をとるので、パラダイムということばがより当てはまる。

本書はここまで、古田の研究と重ならず、現行パラダイムが考えたことのない独立な論点をいくつも加えて考察してきた。そのより広い認識論的枠組みと科学的な方法によって現行のパラダイムを超えて、『旧唐書』の上の文章を客観的に判断することができるだろう。

念のために、上の倭国の概観を、高麗・百済・新羅それぞれの冒頭の概観と比較しておこう。次のような書き出しである。

高麗：高麗は、出自が扶余の別種。その国都は平壤城にある。即ち漢の楽浪郡の故地、京師の東五千一百里に在り。東海を渡って新羅に至る、西北遼水を渡って營州(山東半島)に至る、南海を渡って百済に至る、北靺鞨に至る。東西三千一百里、南北二千里。このあと風俗や唐代のこと。

百済：百済は、もともと扶余の別種。かつての馬韓の故地、京師の東六千二百里に在り。処は大海の北、小海の南。東北新羅に至る(?)、西海を渡り越州(杭州湾南?)に至る、南海を渡り倭国に至る、北海を渡り高麗に至る。このあと風俗や唐代のこと。

新羅：新羅国、もと弁韓の苗裔なり。その国は漢の時の楽浪の地、東及び南方はともに大海に限られ、西百済に接し、北高麗に隣す。東西千里(?)、南北二千里(?)。隋のときのこと、短く風俗(高麗・百済とほぼ同じ)。

倭国についての書き出しの文章が、高麗・百済・新羅の書き出しの文とおおよそ似ていることが判る。大まかな国柄を、古い時代までさかのぼって唐代の把握に結びつけ、あらましを書こうとしている。それがみな大きな変化がなかったように同様なスタイルで記述されていることは、それぞれの王権が、王統が変わるほどの変化を起こさずに、体制の整った国家にまで発展したととらえていることを示す。例えば百済の最後の王都泗泚が現在「扶余市」と呼ばれているのは、中国の史書の記述は基本的に正しいとして受容されているのだ。朝鮮半島に残っている史書もそれを支持するのだろう。

ところが、高麗・百済・新羅の三国が鼎立する状況は、600年代後半に、唐が朝鮮半島を支配下におこうと戦争をしかけたことで破綻した。

それと対比して、本書のここまでの考察は、『隋書』までの中国史書の書く倭国像が、『日本書紀』の語る国家像と大きく異なることを明ら

かにした。歴史理解が朝鮮半島のように定まっていなと考えるべきである。対立する中国史書の記述する倭国の歴史と『日本書紀』の語る歴史を、客観的に審査する必要がある。二つの史観の対立は唐代にはどうか、なお本章が解明しなければならない第一の問題である。

ところが、『旧唐書』が倭国とは別に日本国の項を立てたことは、日本列島が朝鮮半島とは異なる歴史経過を経たことを告げている。だから、600年代の歴史を考える本章には、さらに、600年代後半に唐が朝鮮半島に引き起こした動乱が、日本列島にどのような波乱をもたらしたかを解明するという第二の課題があるにちがいない。

まず倭国の概観を記した(イ)から考えよう。中国史書の「東夷伝」は倭国について、『宋書』と短い『南齊書』を別にすれば、『後漢書』がしたように『三国志』「東夷伝」を下敷きにしたような記述の仕方をする。『旧唐書』も、倭国へ使者を送り倭国から何度か使者も来たにしては、記述に精彩がない。編者に一次資料が足りなかったせいだろうか。

「東西五月行、南北三月行」は『隋書』と同じであり、「一大率を置きて諸国を檢察し、皆これに畏附す」は『三国志』か『後漢書』の引用で、時代錯誤がある。末尾の「官を設くるに十二等有り」も『隋書』の引用の可能性が高い。それに、「京師を去ること一万四千里」は、百済までの距離「六千二百里」の2.2倍もあって、関東地方を通り越して太平洋の相当沖まで行ってしまふ。一次資料か編者の考察のどこかに、距離の算出に誤りが生じている、と考えるほかない。

「四面に小島、五十余国あり。皆これに附属す」は緊密さの足りない文章だ。『隋書』と異なり国の数を五十余国と書いて独自の認識を示しているが、あいまいな「四面に小島」という表現だけでは、九州島のことか九州・本州・四国を合わせた表現なのか判断がむずかしい。「皆これに附属す」が「竹斯国より以東はみな倭に附庸する」に対応するとすれば、「これ」は九州島を指すように思われる。だが、「東西五月行、

南北三月行」という語句は九州・本州・四国を合わせた領域にふさわしいだろう。ただし、「皆これに附属す」ということばは「附庸」よりも強い支配を示唆している。本書では判断を保留しよう。

けれども『旧唐書』は、使節が実際に行った同時代の倭国について、語句を変更しながら「倭国は古の倭奴国なり、・・・、世々中国と通ず」と書いて、「唐の時代の倭国が倭奴国以来継承されてきた倭国だ」と総括する。『旧唐書』は、『隋書』と一致する認識を示して、前章までの本書の議論を支持するのである。倭国の王権は、仮に継承に屈折があったとしても、後漢が倭奴国（倭の奴の国ではない）と呼んで以来九州島で発展し、隋・唐の時代には東の領域にまで支配を広げたということである。三つの島から成る列島西部には、朝鮮半島と異なり文明の発展につれて東方に領土を広げる余地があった、と考えることができる。

(ハ)から、倭国が唐へ最初の使節を派遣したのは、李世民太宗が隋末以来の戦乱を平定して間もない631年と知られる。(ニ)は648年に新羅を通して上表文を送っていることを記し、『日本書紀』は先にふれたように白村江の戦いのあとも唐軍の使者が何度も来たと言う。白村江の戦いするとき唐と同盟国だった新羅を通して倭国の情報は得られただけで、距離の数値に誤りがあったとしても、戦った相手国で戦後にも軍使が行った倭国の首都の位置を誤認するということはない。

他方の日本国の書き出しの(ホ)には、「日本国は倭国の別種なり。その国日辺にあるを以て、故に日本を以て名となすと。あるいはい、倭国自らその名の雅ならざるをにく悪み、改めて日本となすと。あるいはい、日本は旧もと小国、倭国の地を併あわせたり」という文が置かれている。国号の変化の理由をいくつかの説として挙げているが、どの説も、時間的に倭国から日本国へ移行したことを言っている点で相違がない。『旧唐書』「東夷伝」は、海峡の向こうの日本列島で、「倭国」と呼んでいた国が

「日本国」という国に変化した、と告げているのである。

(ホ)の末尾は、日本国について、「その国の^{さかい}界は東西南北各数千里、西界南界はみな大海に至り、東界北界は大山有りて限りをなし、山外は即ち毛人の国」と言う（この東界北界は第三章で論じた東進したイネが遭遇した気温の適応限界に相当する）。その記述は、『隋書』の「竹斯国より以東はみな倭に附庸する」に該当して、日本国が九州島と附属する国々全体に近似していることを教える。したがって、日本の歴史家の感想に反して、『旧唐書』は、倭国と日本国の地理を正しく認識したうえで、日本国と倭国を区別する構成をしているのである。そのように区別できたのは、中国史書の編纂のやり方から考えて、元の文書類にそうするようにさせる区別があったからだと推定できる。

附属する領域を含めた倭国全体が内部構造をもっていたとする本書の理解は、『旧唐書』のいう倭国から日本国への移行を合理的に説明可能にする。九州島を元来の領域とする倭国が、付属していた東の領域を併合して日本国になったのなら、別に日本国の項を立てる必要がない。すると理屈からして、日本国という別の項を立てるのは、九州島の元来の倭国が覇権を失って、代わりに、付属していた東の領域にあった国が九州島もその東の領域も含めた全域を支配するようになり、その国が日本国という国号を用いたからだ、ということになるだろう。『旧唐書』の倭国と日本国を区別する構成は、この論理を表出しているのだ。倭国王が「日出ずるところの天子」と自称していたこと、東の領域はその天子に附庸していたこと、しかしその後、日辺に近い東の方を中心とする日本国ができたということになれば、『旧唐書』の挙げる国名変更の理由がどれもそれなりに妥当することが判る。

この文脈をそのまま受け入れれば、『旧唐書』は日本列島での王朝の交代を証言しているのである。移行の年代も、『旧唐書』は限定する。倭国についての記述は、631年の遣唐使とそれに対する倭国への返礼使

のことを書いたあと、648年の新羅の使節を通しての上表で終わる。しかし「高宗紀上」に、高宗五年(654年)に倭国がコハクとメノウを献上した記事がある。631～648年の期間中に、『隋書』「列伝第四十六倭国の条」が編纂された。『旧唐書』が依拠したと思われるその時代の外交記録は、『隋書』の編者の同時代人が書いたのである。631年ころの唐朝に、隋朝以来の外交文書係が在任していたとしてもおかしくない(隋から唐への禪譲は618年)。第七章第Ⅷ節で考えたことだが、一方で〈倭国〉と書き他方で〈倭国〉と書いたか疑問である。

663年の白村江の戦いの前後で『旧唐書』は、百済と同盟して戦った兵を倭兵と呼んでいる。同じく、日本列島の情勢をよく知る朝鮮半島の歴史書もこの戦争で戦った国を倭国と書く。『旧唐書』のいう倭兵は、同じ書物の「列伝東夷」中の倭国の条のところに書く倭国の兵にちがいない。『日本書紀』は白村江の戦いのあとに唐軍から何度か使者が来たと書くが、使者の来た国は倭国と考えるのが自然だろう。

さらに、倭国中心部の地名についての議論で示したように、倭国についての最も遅い文献として註釈書『後漢書』の「李賢註」がある。李賢註が「今の名は邪摩惟」という以外に特別なことを書かなかったことは、註釈書のできた676年の時点で、同時代の倭国についてほかに註釈を加える必要を認めなかったこと、つまり、当時の倭国が『後漢書』の記述する倭国の後身だと認識していたことを意味する。したがって、歴代の中国王朝が倭国と呼んだ国は676年ころまで存在した、ということになる。古くからこの時代までの日本列島の国家のことを近隣の朝鮮半島の文献が倭国と呼んでいたという事実も、これを支持する。

他方の日本国の唐との外交は、703年の遣唐使の記事から始まっている。したがって、倭国から日本国への移行が起きたのは、600年代の最後の三十年足らずのあいだと限定される。大局的に見ると、白村江での敗戦が倭国から日本国へ移行した軍事・政治上の原因だっただろう、と

いう推測が浮かび上がる。それを解明しなければならない。

そうすると残る課題は、「676年ころまでは存在した倭国から、どのような経緯をたどって700年代の日本国は成立したのか」を明らかにすることである。倭国の始まりから終わりまでを解明しようとする本書は、この問いに筋の通った回答を提示することができて初めて完結する。課題の基本的部分は、すでに著書『日本国はどのようにして成立したか』⁽⁵²⁾で考察した。この第Ⅷ章と次の第Ⅸ章の役目は、そこに初出のアイデアを発展させてもっと明解な議論を展開することである。

ii. 王朝交代規範から考える

歴代の中国史書を『旧唐書』まで読み解いてきたら、「後漢のころに登場した倭国が一貫して継続し600年代終期まで存続したが、700年代に入ると日本国に移行した」という帰結に至った。この帰結は、「奈良盆地の王統がずっと昔から日本国を統治した」という『日本書紀』の主張とまったく相容れない。本書は、すでに第Ⅵ章と第Ⅶ章で、「奈良盆地の王が倭国の王であったかどうか」という問題で、中国史書と『日本書紀』の排他的な対立に出合っている。よく考えてみれば、その二つの相容れない対立は同根であることが判る。『日本書紀』の根本的主張は、「奈良盆地の王統が古くから天下（日本列島）を支配した」という命題にある。この命題は、「奈良盆地とは別のところに王がいた」、まして「国家体制が移行した、王朝が交代した」というような構文を許さない。しかし、その主張に対して外から観察した歴代の中国史書が異議を唱えて対立しているのである。

終局になって、われわれは至難の課題に直面している。つまり、歴代の中国史書の読解に努めてきて「国家体制が移行した、王朝が交代した」という帰結にたどり着いて、その証拠を見つけ出さなければならないのに、ただ一つある国内資料『日本書紀』はそのような構文を寄せつけないのである！

それでも、700年よりも前の古い時代に、『日本書紀』の主張するような固化したイデオロギー的見方よりも、国家の段階的発展という見方の方がはるかに合理的であることを教える世界史の一般的通則を信頼して前進しよう。

この難題に取り組むのに、第七章で推測したような複雑さをもつはずの『日本書紀』をやみくもに読んでも有効ではないだろう。なんらかの手立てを見出す必要がある。ここまでの結論を端的に言えば、「王朝が交代して国家体制が移行した」ということである。ところが『日本書紀』と『続日本紀』に、700年代初頭の日本国が戦争など劇的な出来事によって成立したと考えることを許す記述はどこにもない。王朝の交代は比較的穏便な政治的手法で行なわれた、と考えるしかない。ところで、900年代後半に宋王朝が成立するまでの中国では、大衆反乱など動乱のなかから新王朝が生まれる場合のほかに、前王朝での実力者が戦争なしで前王朝から王権を奪い取る「禪讓」という方式があった。ここまで本書に出てきた中国の国家体制はほとんどそのやり方で成立した。700年ころ戦争なしで起きた倭国から日本国への移行はその禪讓方式だったのではないか、というのが前著⁽⁵²⁾のアイデアであった。本書はその考え方を継承して考察する。

中国の禪讓方式は、前漢→新、後漢→魏→晋、東晋→宋→齊→梁→陳、…北周→隋→唐とくりかえされて、古代中国で王朝交代の一つの規範となっていた。東方の朝鮮半島と日本列島では、文明文化全般において中国から多大の影響を受けたのだが、国家の形態まで発展したころには中国に使節を派遣して通交し、中国の政治思想や制度を積極的に取り入れた。朝鮮半島と日本列島で形成された国家の形態と制度と考え方は基本的に中国方式だった、とすることができる。朝鮮半島と日本列島では国家がまだ若かったからだろうか、それまで禪讓方式の国家の移行が起きる情勢が生じることはなかったが、中国の政治思想全般の

受け入れのなかで、禅譲方式についての知識も受容していただろう。

禅譲方式が倭国から日本国への移行に適用されたとすれば、禅譲のやり方のなかで規範となっていた手続きが行なわれた、と考えることができる。本書が期待するのは、その手続きの痕跡が『日本書紀』の記述のなかにはないかということである。

その痕跡を見つけるためには歴史を経て規範となった「禅譲」の方式と手続きを知らなければならない。そこで、迂遠なことだがこの節で、禅譲による王朝交代の規範を学習し、禅譲に関連して出現した観察可能な現象を見ておこう。ただし、ページ数が増えるのを避けるため、前著⁽⁵²⁾で考察したことの要点だけを挙げて論じていく。

A：前漢から新への移行と後漢から魏への移行

前漢からの王莽^{おうもう}の帝位奪取は後代に続いた“禅譲”の先例となったので、それを追跡しよう。新都の侯に封じられた王莽は外戚の一人として出世した。哀帝が亡くなると、王氏の出の太皇太后が王莽と図って寵臣の保持していた皇帝の印璽^{いんじ}と綬^{じゆ}を奪い取って権力を掌握する。これはクー・デターに近い。九歳の皇帝を擁立し太皇太后が朝政を代行する「称制」^{しょうせい}を採用し、政治は大司馬に任命された王莽に委ねられた。

王莽を高名な古人になぞらえて権威づける演出がつつぎに実行される（『漢書』「王莽伝」には、帝位に就くまでに出されたおびただしい文書が掲載されている。古い典拠をちりばめたそれらの文章は後世の政治でも手本として利用されたように見える）。辺境からの白い雉^{きじ}（のちには鳳凰^{ほうおう}や犀^{さい}）の献上も彼の威徳のせいだとされ、彼を誉めて位を上げる詔書が出れば辞退することを二三度くりかえし、いつのまにか位が上がっていく（これらの手順も後世に応用された）。ついには臣下として最高の地位に昇りつめ、天子の師である「太傅」^{たいふ}、漢王家を安んずる「安漢公」の称号を受けた。娘を皇帝の皇后にすると大赦まで行なった。皇帝の権威を

示す車馬・衣服など九錫きゅうしやくの使用が許されれば、権力が少年の皇帝ではなく王莽にあることはいよいよ明白になる。

その皇帝が14歳で死ぬと、太皇太后が皇帝代行者（称制）のまま、劉氏の2歳のこどもを後継者として皇太子の地位にとどめ（皇帝にはせず）、王莽には「摂皇帝」の称号が送られた。AD6年、自身を周公旦になぞらえて「居摂」と改元。皇帝であるかのように古例に倣った祭祀も執り行なった。対抗する皇帝を立てる反乱は鎮圧された。王莽の帝位就任に向けて預言書などの策を弄したことが『漢書』「王莽伝」には書かれている。王莽の子の新(都)侯・王安の爵位を「公」に昇格させて、王朝を世襲するための準備も行なわれた。さらに、天下に対し「仮皇帝」としてふるまう立場になり、AD8年、居摂三年を初始元年と改める。そこに、「漏刻、百二十を以って度と為し、天命に応じ…」と上奏して裁可されたことが書かれている。「天命」という言葉は易姓革命の意図をほのめかしているのだが、ここに「漏刻」が「天命」といっしょに現われていることにも留意しておこう。時間を計る漏刻は、天命に応じるという抽象的な観念を具象化する機器としてあり、漏刻の置かれたところに時間を統べる天子がいることを表示する器具なのである（第I章第ii節で見た琉球王朝では、首里城郭の入り口の漏刻門に漏刻が置かれた）。さて、新たに始めるという意味をこめた初始元年のうちに、作為的な預言書に従って王莽は国号「新」の皇帝になった。

次に参考になるのは、後漢が三つの帝国魏・呉・蜀へ移行した時代である。後漢から魏への移行は、黄巾の乱と続く動乱の中で曹操そうそうが後漢の皇帝を擁して戦争を勝ち抜き魏国を興して起きたので、「武力による新王朝の確立」の様相をもつが、後漢から魏への王朝の交代は王莽による漢から新への移行を前例として実行された。それは、王莽が開発した禅譲方式を範例とするのに寄与したとすることができる。

王莽の帝位奪取が漢の都の宮廷内で起きたのに比べ、曹操が→魏侯

→魏公→魏王へと昇格し後漢の権力を掌握していく過程は、曹操が後漢の都とは異なるところで領国魏を拡大していくのと並行して行なわれた。その点で、後漢から魏への禪譲をくわしく見ておくことは、倭国から日本国への国家体制の移行の痕跡を探るのに役立つだろう。『漢書』の「伝」として書かれた「王莽伝」よりも、『三国志』「魏書 武帝紀・文帝紀」の方が、別の王家が上位の皇帝から権力を奪取して新国家を樹立する過程を見るのに適している。その段階的な過程を表示する目立った動きを抜き出して表 a に整理してみよう。

表 a 『三国志』「魏書 武帝紀」の抜粋

- 184年 黄巾の乱が起きる。
- 190年 董卓が前年に擁立した献帝を洛陽から長安へ移した。
- 195年 献帝が乱を逃れて洛陽に帰還。献帝は曹操の保護下に。
曹操は侯に封じられ大將軍・宰相(録尚書事)に任じられた。
都を荒廃した洛陽から許に移すが、動乱は続いている。
- 200年 曹操が強敵袁紹を破り、群雄に対して優勢となる。
- 204年 曹操は、袁紹の旧領冀州の長官となり要衝の鄴を本拠地とする(戦国時代の魏の地)。周辺地域を平定していく。
- 208年 漢の最高官職を変更して曹操は丞相になった。黄河以北を支配下に置いて圧倒的勢力となる。南部へ侵攻したが赤壁の戦いに敗れる。以後も漢の領土を広げたが、南部と西部の完全制圧に至らず、孫権と劉備が支配を固めていく。
- 212年 帯剣上殿の特権を許される。
- 213年 丞相のまま魏公の地位に昇り、九錫を授けられ、天子と同等の衣服・冠を贈られた。魏は丞相・卿・百官を設置することを許され、社稷と宗廟も建てて一つの国になった。宮殿(金虎台)も建てた。三人の娘が献帝の妃にされた。
- 214年 正月天子がするように籍田を耕した。魏公の位を諸侯王の上に置き、改めて金璽・冠を授けられた。天子の用いる旗を立て、宮殿に鐘虚(鐘を吊る台)の設置を許された。
- 215年 娘の一人が皇后になった。独断で諸侯・太守・国相を任命する権限

を得た。後漢で初めて六等級の爵位を制定。

216年 魏公から魏王に昇格（後漢で劉姓でない者が王になった例はない）。

娘は公主と呼ばれ、曹氏は劉氏の皇室に準じる王家となった。

217年 皇帝と同じ冠をつけ、天子の旌旗を用い、お召車など、曹操は皇帝と同格であることを表示できるようになった。子の曹丕が魏の太子とされ、公式に王家の後継者となる。

220年 曹操はこの年戦場から洛陽にもどり、そこで死んだ。

曹操が魏王になりさらに権威が高められていった経過を中心に整理したが、「武帝紀」の大半は、曹操が諡号武帝にふさわしく戦いに明け暮れ、漢帝国の領土を回復しながら自分の魏国を築いた記述に充てられている。196年に「建安」とされてから25年間改元は行なわれなかった。曹操は、摂皇帝になる前の王莽と同等の権力と権威を獲得したけれども、慎重に、仕えた漢の皇帝を廃することをせず、禅譲は子の曹丕の代に実行された。それを表bにまとめてみよう。

表b 『三国志』「魏書 文帝紀」の抜粋

曹操が亡くなると、曹丕が漢の丞相と魏王の位を継いだ。

元号を延康に改めた。

220年 三月に黄龍、四月に白雉が見つかった記事がある。王者が出現する吉祥とする世論づくりが行なわれたのだ。曹操の父母を太王・太王后と称するようにし、王子曹叡を武德侯にした。曹氏の王家は皇帝に準じることが確認され、後継者に爵位を与えて次の段階への準備がなされたのだ。

魏王曹丕が軍の観閲式を行なったという記事の註に、「公卿が儀式に列席し、王は天子の使うのと同じ車に乗った」と記す『魏書』が引用されている。魏王は天子のように行動している。八月には鳳皇が集ったという記事がくる。十月、漢帝から魏王への譲位が記されるが、記述は以下のように簡単である。「漢帝が、衆望が魏にあるとし、公卿たちを召して(漢の)高祖の廟で祭祀を行ない、使者を派遣して(魏王)に印綬を授けて譲位した」、その詔勅の短い文を記したあと、(魏

王の側でも)「壇をつくって昇り踐祚した。儀式には百官が陪席し、降壇すると火を焚いて天を祀る儀礼を行なった」という記述だけである。そして、年号を延康から黄初に改め、大赦を行なったと書く。

十一月、前帝の献帝を山陽公にし、その子たちに列侯の爵位与え、それなりの処遇をしたことが記される(禪譲後、献帝は殺されなかった)。曹操(とその王后および父母)の称号にある王が皇帝に改められた。王朝の交代が完成したのである。

十二月、洛陽が魏の都とされる。

221年 春正月、天地を祭り明堂の祭礼を行なった。四日、東郊で太陽を祀った(これらは天子の礼。この註に、「礼」では天子が春分に日を祭り秋分に月を祭ることになっている、とある)。新王朝の統治が始まったのである。

註を加えた裴松之は、禪譲の際の前帝からの詔書とそれを受けた魏王からの文書など、本文をはるかに圧倒するほど多くの文献から引用している。それを見ると、王莽のときのように、文章家が知恵をしぼって禪譲を飾ろうとしたあとが見える。これに対し『三国志』を編修した陳寿は、上のように禪譲を簡潔に記述して飾らなかった。一つの見識だろう。ちなみに、南朝宋の時代に『後漢書』を編修した范曄は、後漢の歴史を記述しているからでもあるが、「献帝紀」で、「曹操 自ら丞相と為る」と書き、曹丕が帝位に就くところでも「魏王 丕 天子と称す」と表現した。孫権・劉備に対しても同様に書く。

魏は帝国となったが、蜀と呉が対抗して皇帝を称した。敵対国があるときには、軍事的な平穩がないから、兵権をもつ者が有力となる。蜀を併合した魏は、クー・デターで実権を掌握した司馬氏の晋によって禪譲のやり方でとって代わられた。このときも、退位した魏の皇帝は殺されなかった。晋は呉も併合して中国を統一し、しばらく統治したがやはり国が乱れ、310年代に異民族によって倒された。華南で、再建された東晋から宋・斉・梁・陳まで禪譲によって国が交代し、華北でも、五胡十六国のあと統一を果たした北魏が分裂したあとの王朝交代もやはり禪譲方式だった。南朝陳を滅ぼして中国を統一した隋もまも

なく乱れ、禪譲方式で唐にとって代わられた。晋以後の王朝交代は同じく禪譲と呼ばれるけれども、譲位した前王朝の皇帝はほとんどみな殺された。

以上が、倭国から日本国へ移行した時代に範例とすることのできた中国の国家交代である。

B：国号・王号が教えること

この節でもう一つ見過ごしていけないことは、中国の秦・漢・魏・晋……隋・唐はそれぞれの王朝が名乗った国号だということである。朝鮮半島の高麗・百濟・新羅もそれぞれの王朝が名乗った国号である。日本列島にあった「倭」と「日本」という国号もこの視点から見なければならぬ。「日本」については、『旧唐書』の書き方からすると、700年代になって日本側の名乗りを唐の側で受け入れた。つまり、外交において、日本と唐のどちらも同じ国号「日本」を使用したのである。「倭」という名も中国側の呼んだ国名とだけ考えてはいけぬ。倭国の側でも、自国の国号を漢字で表記するとき「倭」としていたのだ。歴史上東アジアの国々で、新羅が以前の漢字表記を改めた例と高句麗が高麗に替わった例があるが、王朝の交代なしに国号を変えた前例はなかった。だから、唐の時代に日本列島にあった国の国号が倭から日本へ移行した理由を解明することは、たいへん重要な課題である。朝鮮半島の史書に見つかる「倭」の国号変更記事のことは第v節で議論しよう。

王号については『記・紀』が考察の手がかりを与えてくれる。まず、『古事記』が書く33代推古王までの和風号を全体的に考察しよう。

『古事記』では、初代王と2代王の名の先頭に神がつき、3代王～14代王までの名には「日子」がついて(11代王では毘古となっているけれども)、それは「日神の子」という意味の尊称だと考えられる。ところが15代応神王からは、22代清寧王の「大倭根子」を例外として、その名に初期の王たちにあった尊称が現われない。

もう一つ例外的に、29代欽明王が「あめくにおしはらきひろにわすめらみこと天国排開広庭天皇」と呼ばれて名の先頭に「天」がついているが、天照大神からの地神五代の名の先頭に以下のように「天」がついていることに関係するだろう。『日本書紀』「神代」で、地神初代の「天照大神」、長子で二代目を継いだ「あめのおしほみみ天忍穗耳尊」、その子の三代目「あまつひこひこほ天津彦彦火ニニギ尊」には名の先頭に「天」がつく。四代目は、『日本書紀』では「ひこほほでみ彦火火出見尊」としか書かないが、『古事記』は「あまつひだかひこほほでみ天津日高日子穗穗手見命」と書いて「天」が先頭についている。五代目の「ウガヤフキアエズ」の名に、『日本書紀』では「天」がついていないが、『古事記』では先頭に「天津日高日子」とあり、やはり「天」がつく。

この文脈では、ニニギからの地上の王の名の「天」は高天原の神につながることを表現している、と考えることができる。実際に、歴史上の王がそれを主張するために高天原の神話を利用したと考えてよいだろう。ただし、第Ⅰ章で論証したように、高天原の神話は九州でつくられたと考えられ、奈良盆地の古い説話に高天原の神々は登場しないから、奈良盆地の首長もしくは王に実際に上のような称号があったかは確かではない。『記・紀』編修の際に飾られた可能性がある。

『日本書紀』では、人の代になっても、第4代王のところに皇后の名が「あまとよつひめ天豊津媛命」、第6代王の名を「あめたらしひこくにおしひと天足彦国押人命」と書いている箇所がある。そのあと第11代王の巻の註に神話に出る「あめのひほこ天日槍」などが出て以降（註は書物のできるときに付加される）、人名の先頭に「天」のつく例は見つからなかった。それに対して、29代欽明王の「あめくに天国」で始まる王号は、唐突に現われる点で特異だと言うことができる。

『日本書紀』は、「日子」を「彦」としか書かないが、『古事記』の「みこと命」の代わりに尊称「すめらみこと天皇」を用いる。33代推古王までの王名は、漢字表記が異なるけれども『古事記』と基本的に同じである。『日本書紀』の用いる尊称「すめらみこと天皇」は編修時の付加だと考えられる。王名に異変が現われるのは、34代舒明王の皇后で35代王になった皇極からである。

それを下記の表 c に示そう。『日本書紀』は、38 代天智王の嗣子大友王子が即位したと言わず、天武を 39 番目の王とし、40 番目の持統王で終わる。この順番だと、天武王と持統女王の孫で『続日本紀』の先頭に記述される文武天皇は 41 代目ということになる。ところが大友王子は、明治時代に、即位していたとされ「弘文天皇」の諡号^{しごう}を贈られた。その弘文王を 39 代に挿入する現行の数え方だと、天武王からの代数はうしろに 1 ずれるが、本書では『日本書紀』のままの代数にしておく。

表 c 『日本書紀』と『続日本紀』の 34 代～41 代の王名

34 代	息長足日広額天皇	35 代	天 豊財重日足姫天皇
36 代	天 萬豊日天皇	37 代	天 豊財重日足姫天皇
38 代	天 命開別天皇	39 代	天 淳中原瀛真人天皇
40 代	高天原広野姫天皇	41 代	天之真宗 豊祖父天皇

第 31・34・35(=37)・36 代の四人の王には「豊日」・「足日」・「日足」(足は「足る」の意味) が現われるが、それは日神に関連する尊称で、このころから復古的に王の権威が強められたことを示唆するだろう。だが、それよりも注目すべきなのは、35 代王から「天」が連続して出現することである。王の名につけられた「天」は、40 代持統王の名にある「高天原^{たかまがはら}」を意味し、高天原の神々とつながることを表現している。『記・紀』はあれほどのスペースを費やして神話を語り古代人の宗教的心性を表現しているが、それは、祭政一致の政治での神話の価値を認識しているからである。『日本書紀』に登場する最後の持統王をとくに「高天原」をつけて呼ぶのは、天武王とのあいだの孫文武天皇との関係が、天照大神と地上の最初の王「ニニギ」との祖母と孫の関係に相似であることを表現しているのだろう、とわたしは推測する。

重要なのは、35 代王から 41 代文武天皇までの名が、「天・○○」^{あめ}または「たかまのほら・ひろのひめ」と同一形式で表現されていることである。「天」の次に区切りを入れたのは、『日本書紀』が「あめの」と

いう読み方をせず「あめ」と読むからである。たとえば、36代孝徳王の名「あめ・よろづとよひ」を34代舒明王の名「息長^{おきな}・たらしひひろぬか」と比較してみよう。岩波書店の『日本書紀』⁽⁵⁴⁾の註が「息長」は地名としている。だから、「息長・〇〇」の「息長」は、「足利・〇〇」の「足利」に当たり、人の名乗りで用いる氏であることになる。したがって、王名「天・〇〇」の「天^{あめ}」は姓でもあることが判る（倭語で「あめ」と発音する姓を漢字で「天」と書いている）。

すぐに、『隋書』の語句「倭王 姓は阿每^{あめ}、字は多利思比孤^{あぎな}」が思い浮かぶ。この王の名は「あめ・たりしひこ」だろう。『旧唐書』も倭国の王の姓を「阿每」と書くから、倭王の姓は「あめ」なのである。すでに論証したように、『記・紀』の記載する神話は福岡都市圏でつくられたのだから、筑紫に都のある倭国の王の姓「あめ」が高天原すなわち「天」を指すことは明らかである。

そうすると、奈良盆地の王は、それ以前には「あめ」という姓を名乗っていなかったのに、35代皇極王から倭国王と同じ姓「天^{あめ}」を名乗るようになったのである。このことは、少なくとも35代よりも前の奈良盆地の王が倭国の王ではなかった証拠となる。『隋書』で600年初頭に登場する倭国王「阿每・多利思比孤」は、『日本書紀』が642年即位と書く皇極王よりも50年以上も前の人だということに注目しなければならない。奈良盆地の王の名の先頭に「天」がつくようになったことは、倭国の王家と同じ姓を承認されたことを意味するだろう。これは、日本列島の歴史上重大なことにちがいない。古代の中国では、姓は同一の祖先から出た血族を指し、そのなかの一部の支族を指すのに氏が用いられた^(*)。「姜」。

(*)たとえば、『史記』「斉太公世家」が記す「斉」の始祖太公望^{りよしょう}呂尚の「呂」は氏で、本姓は「姜^{きょう}」。源頼朝は朝廷から「源氏」の^{うじ}長者」と認定されて征夷大将軍の位に就いた。將軍源頼朝の武士団に対す

る権威は清和天皇の子孫であることに負っていたが、中国流に言えば、彼の本姓が天皇家と同じだからである。源氏の一族だった足利高氏は「尊氏」の名を授けられ、「源氏」の「氏の長者」になって征夷大將軍に就任した。徳川家康が征夷大將軍になるにも、源氏の血筋であるという家系図が必要だった。あの徳川光圀が源光圀と署名した文書が出雲大社に展示されている。

今加えた註は余計なことではない。歴史上、王が名乗りに用いる氏姓が重要な意味をもつことを教えている。奈良盆地の王が当時の宗主国倭国の王と同じ姓を名乗るようになったことは、倭王の同族になったことを公的に示し、地位の重大な上昇があったと推定させる。倭国の王位継承権に近づいた、と考えることができる。この推定が誤りではないことが、文武天皇の姓名「あめのまむね天之真宗・とよおおじ豊祖父」によって確認できる。「宗」は宗家の「宗」である。それに真までついている。「天之真宗」は「天」姓の宗家になったことを意味する。つまり、「天」姓の宗家であったはずの倭国の王家に代わって宗家の地位に就いたことを表示している。言い換えれば、それまでの倭国王に代わって日本列島の新しい宗主国の王の地位に就いたということである。それは、第IX章で示そう。

奈良盆地の王で天皇号が用いられたことが確実な人は文武天皇である。姓である「天」のうしろに修飾語をつけて「天之真宗」と呼ばれたのは、同時代の唐の皇帝が「○宗」と呼ばれたことに影響を受けているのかもしれない。天皇号については、『隋書』が607年の倭王「阿每・多利思比孤」からの国書に「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す」と書いているのが参考になる。倭国王は600年代初頭から天子と称していたのである。文武王が天皇と呼ばれるようになったところを見ると、それ以前に倭国の天子の称号が「天皇」だった可能性が高い。654年に倭国がコハクとメノウを献上したときの唐の皇帝高宗は、『旧唐書』では「高宗天皇」と表現されている。倭国では「天」が古来

の高天原信仰に結びついていたから、「高宗天皇」という帝号は倭王の称号を「天皇」とするのに力があっただろう^(*)。

(*) 新羅が670年代末にほぼ朝鮮半島全域を支配下においたときの王は文武大王と呼ばれた。日本列島を以前よりも統合した日本国の天子になった王も文武天皇と呼ばれた。その文武天皇という呼称は、淡海三船が奈良盆地の諸王の諡号を一括して追贈したよりも前にあったのかもしれない。新羅と日本の二人の「文武」という王号は、唐建国の立役者と見なされていた第二代太宗李世民的帝号が「太宗文武大聖大広孝皇帝」だったことを参考にした、と考えられる。

こうして、上で学習した中国の規範を参照すれば、文武天皇が、倭国から天皇位を譲り受けたということになるだろう。いわゆる禪譲である。われわれは、倭国から日本国へ移行した年をほぼ見つけたようだ。

推論はこれで終わらない。先ほどの表cに示した34代王からの姓名をよく見ると、もう一つ重大な語「天命」が38代天智王の名に含まれていることに気づく。中国の政治思想では、王朝は天命によって交代する。「易姓革命」((王の姓を易え、(天の)命を革める)の「命」は「天命」のことだ。そうすると、天智王の姓名「天・命開別」は、「革命」の開始を示唆しているのである。そのことはあとで具体的に解明することにして、ここでは、ここでは、天智王は曹操が魏王に登ったのに相当する地位に就いたのだらうという推定を提出しておこう。前著では天智王を天皇と呼んだが、奈良盆地の王統で文武王が最初に天皇位に就いたという上述の判断からすると、それは誤認だったようだ。中国の王朝交代の規範に則って考えれば、文武王のときに天皇位に就いたが、それより前に天智王が天皇に準じる位に登っていた、というのがここでの推定である。

奈良盆地の王家が倭国の天子と同じ姓「天」を承認されたあとで天子の位に就いたとすると、それは、ことばの正確な意味で「易姓革命」で

はない。しかし、長い歴史をもつ中国には、交代した王朝が同姓だった例がある。南朝斉の皇帝の姓は「蕭」だが、^{しやう}齊王朝から帝位を奪取した梁の武帝は、齊王朝「蕭」氏の同族だった。しかし、その交代も前後の王朝交代劇と同じやり方で実行され（同じく前帝はまもなく殺された）、やはり禪譲と呼ばれる。倭国からのちの日本国への王朝の交代は、齊から梁への移行と同じく「易姓」ではないが、中国の政治思想のことばで、天の命じた「革命」ということになる。

C：年号が教えること

年号の制定は、東アジアで自立した国家かどうかの指標となる。一般に世界のどこでも、古くは年数を「〇〇王の何年」という形式で記録していた。『日本書紀』も同様である。そのやり方を変更して元号(年号)で数えるアイディアが生まれたのは、漢の最盛期をもたらした武帝の治世の途中である。さかのぼって武帝即位の年の元号を「建元(元を建つ)」とし、その「建元」の年からあとの期間にいくつかの年号を名づけて改元を重ねた形にした。以来、中国で皇帝を名乗った王朝ではそれを継承して年号を制定する慣例ができた。朝鮮半島で連続して年号を制定したことが記録に残っているのは新羅で、536年の最初の元号はやはり「建元」である。新羅よりも早くから発展した高句麗では、400年前後に年号を制定していたことが碑文から分かっている。しかし、高麗が滅ぼされたあと新羅の支配下に置かれて記録が散逸したので、600年代まであったはずの年号が不明である。百済も年号を制定した可能性が高いが、同じく新羅の支配下に入ったせいだ記録が残っておらず不明である。それは、ある領域の宗主国家はその版図内で別の年号の使用を容認しないからである。年月を指定するのに一つの年数の数え方を正規とするのが便利だし、継続する王朝の年号をさかのぼって使用することが、別の王朝が制定していた年号を埋没させたからだろう。

新羅が500年代から年号を使用していたとすれば、『日本書紀』が

あれほど新羅に対抗意識を示していることを考慮すると、同じ500年代から日本列島で年号を使用した蓋然性が高い。しかし、日本列島で倭国から別の王朝の国家日本国への移行があったとすれば、朝鮮半島で新羅の年号だけが残ったのと同様に、日本国が以前あった倭国の年号の使用を好まず、時代が経つにつれてその年号はしだいに不明になったという事態が推測される。

『日本書紀』は、巻25の36代孝徳王のところで「天 豊財重日足姫(皇極)天皇四年を改めて大化元年と為す」と書いて、元号を決めたように書く。この17文字の記事によって、日本では645年に元号が制定されたとされている(新羅より100年以上も遅れて!)。ところが、上の文章は「改元」としか書かず、元号を建てたとは言っていないのである。その17文字は「皇極王四年六月」に起きた孝徳王の即位のいきさつを語る段落の末尾に添えられているのだが、年号「大化」は次の段落の先頭にもう一度「大化元年秋七月…」と出るだけである。元号を初めて建てることは重要なことだから、本来ならそれを巻24「皇極紀」に記すべきはずなのに、皇極王四年六月には「大化」の文字は現われない。皇極王の同母弟孝徳王への譲位は、^{なかのおおえ}中大兄(のちの天智王)の兄で王太子と見られる^{ふるひとのおおえ}古人大兄を王位継承から排除する意図で実行された。その緊迫した政変の状況下で、はたして元号を建てるという晴れがましい行事が行なわれただろうか。仮に政変の計画があったとすると、元号を初めて制定するなら、新しい王孝徳の即位と同時にするのが政治の手順だろう。

巻25「孝徳紀」はまた、うしろの方でいきなり「^{はくち}白雉元年正月一日…」という記述で始めて、その「白雉」という年号のいわれを説明する。人々の発言を記したあと、詔の文章を示し末尾に「白雉に改元」と書く。この記事は、吉祥があって改元する中国の範例に倣って「白雉」という年号が決まったことを語るのである。ところが奇妙なことに、巻26「斉

明紀)になるとその年号は出現しなくなる。たしかに、皇極王が斉明王として再度即位した経緯を説明する段落に、「改元四年六月天万豊日天皇に譲位。天豊財重日足姫天皇を称して皇祖母尊と^もうす。天万豊日天皇、後五年十月崩ず」と書いてあって、最初の「改元四年」が改元をほのめかし、うしろの「後五年」が巻 25 に出る「白雉」の五年間を意味するように見える。ところが次の段落で、年号「白雉」が停止されたとも言わず、年号がなかったかのように「(王の)元年春正月…」と始めて、以下そのまま在位の年数を数えていく。元号という規範的な年の数え方がほんとうにこの王家で行なわれていたか疑問をいだかせる。

孝徳王よりも権力を増した王だったと考えられる天智王の巻 27 でも、年号など知らないかのように以前のように在位の年で数えていく。天武王の巻 28 と巻 29 でもほぼ同様である。ところが、亡くなる年の秋七月のところに「改元、朱鳥元年と^いう」として、さかのぼってその年の先頭で「朱鳥元年春正月…」と書く。そして、九月の条で「朱鳥元年九月に崩ず」と書く。巻 27 から巻 29 のそこまで年号のことにまったく触れないでにおいて、最後にいきなり年号が現われて、しかも「改元」とするのはおかしい。この年号の用い方は、あたかも崩御の年を、知られた年号で明確にするためであるかのようなのだ。巻 30「持統紀」でも、出だしの天武王の亡くなった年月日を記すところで年号「朱鳥」を出すだけで、持統王の統治を語りだすところからは、やはり、以前のように在位の年数を数えていく。

国家が元号を制定しておいてその後年号を使用しなくなるのは、新羅が援護を得るために唐を宗主国と仰いで年号使用を停止した例のほかに見当たらず、東アジアの政治規範では考えられない事態である。

さて、文武王が登場するのは次の史書『続日本紀』だが、そこでも初めのうちは「文武元年、…、…、文武四年」と年次を数える。文武五年に当たる年から始まる巻 2 になって初めて、「大宝元年」と年号表記に

なる。文武五年から『続日本紀』の巻が2に変わるの、次の文が示すように画期の年だからである。「大宝元年三月二十一日」の条の「建元、大宝元年と為す」という文が、「大宝」という元号を建てたことを明言する。そして、続く「新令」によって「官名・位号の制を改めた」という重要な文章が、いわゆる「大宝令」の発布を語る。ここでは、「建元」つまり元号を建てるといふ国家の重要事を告げる明確な文が、『日本書紀』の「大化」が建元でないことを明かしている。以後、改元をくりかえして年号を制定することが今日の日本国まで続く。東アジアで正規であろうとする古代国家は、元号の制定という国家の重大事に対してこのように一貫した行動をするのである。

漢と新羅の最初の元号が「建元」だったことが教えるように、建元はその国で初めて元号を建てるといふ意味で、改元とは異なる。『続日本紀』の「元を建つ」といふことばは、その日本国で初めて元号を建てたということ、それ以前に年号を制定したことはなかったことを意味する。言い換えると、『続日本紀』は、『日本書紀』に出る三つの年号を制定したのはこの日本国ではなかった、と認めているのである。『日本書紀』の中途半端な年号の使用は、当時の奈良盆地の王権が元号を制定できる正規の国家ではなかったことを露呈している、と考えざるをえない。

東アジアの政治規範からすると、建元は、帝国（もしくは王国）の主権者が行なう行為である。すなわち、元号を建てた文武王は天子の位に登ったということである。この推定は、文武王が「天」姓の真宗あめになったという先の推定に一致する。したがって、大宝元年（701年）に、文武王が東アジアの政治規範上正式に天子になり、新しい主権国家が成立したと結論することができる。

この到達点から年号のことを考察しなおしてみよう。魏王曹操は実

力の上で漢の皇帝よりも勝っていたけれども、元号を制定する権限をもてなかった。同様に、文武天皇よりも前の奈良盆地の王たちには年号を制定する権限はなかった、と考えるべきなのだ。それでは、『日本書紀』記載の年号「大化」・「白雉」・「朱鳥」は何だったのだろうか。

改めて、36代孝徳王巻25の記述「天豊財重日足姫天皇四年を改めて大化元年と為す」を見なおせば、「大化」は『日本書紀』に初めて現われる元号なのに、『続日本紀』のように「元を建つ」とせず「改元」と書いている。この語句は、単純に、皇極王四年に改元があったことを意味するだけなのだ。年号「大化」は改元によるもので新たに建てられた元号ではないこと、そして、それ以前に年号を制定したという記述が『日本書紀』のどこにもないことは、年号制定の主体でもなかったことを明かしているのである。37代斉明王巻26に出る「改元四年六月」を、岩波書店『日本書紀』は、「元(はじめのとし)を改めて四年の六月」と読んで皇極王の治世になって四年と解釈し、もう一つの解釈「(大化に)改元して四年」は註に書くだけである。次の段落の先頭で年号制定以前の年の表現「元年(はじめのとし)春正月…」にもどると整合性を与えるためには、そちらの読みの方がよいのである。こうして、年号「大化」が奈良盆地で初めて制定されたという解釈には、根拠があったわけではないことが判る。

考察の対象を広げてみると、江戸時代のはなわ ほ きいち 塙保己一の書物『群書類従』や1400年代の朝鮮半島の申叔舟の著書『海東諸国紀』があり、古代の日本列島で使用されたと考えられる年号が記載されている。『群書類従』には出典資料が挙げられている。石碑に彫られた年号も存在する。ここではそれらたくさんの年号を示さないが、上記二つの書物に記載されている年号をインターネットで知ることができる。それを見ると、継体王から持統王までの期間(500年代中期～600年代末)、表記文字や時代に少しくいちがいがあるが、年号が継続して使用されたことが分か

る。継続して使用された年号の存在を否定することはむずかしい。

従来、これらの年号は私年号と見なされて無視されてきた。しかし、たとえ私年号と呼ぶにしても、一定の期間一定の地域で年号が単発的にではなくある期間継続して存在していたとすれば、年号を使用して国家を主張する権力があったことを示している。しかも、その使用状況は『日本書紀』に三つばかり現われる状況とは明らかにちがう。諸文献に記載されていたそれらの年号の開始年代が500年代中期で、先ほど指摘した新羅が年号を使用し始めた時代と符合することも見逃せない。継続したそれらの年号は、日本列島の正規の国家で使用されていた可能性がきわめて高く、『日本書紀』の書き方からしても奈良盆地の王権が制定したものではなく、それ以外の王権すなわち倭国で制定されたという帰結へわれわれを導く。すなわち、『日本書紀』に中途半端に出現する三つの年号を制定したのは、その時代に天子と称して元号を制定する権限をもっていた倭国王である、という結論である。

この結論を採用すれば、14年間年号なしで記述してきたのに、巻29「天武王 下」のおしまいになって天武王が亡くなった年を「朱鳥元年」と書いて「九月に崩じた」としたのは、通用していた年号で死亡年月を表現するためだった、と納得がいく。制定したと書かないのに、『日本書紀』に断続的に出現する三つの年号がみな「〇〇元年」であることも、記憶に残りやすい節目の元年を利用したという見方に導く。そして、上記の文献が挙げる年号のなかに、天武王の時代に「朱鳥」という年号があるし、孝徳王の時代には「大化」や「白雉」がある。さらに、白鳳文化という表現の根拠となる年号「白鳳」までそこにある。この状況は、これらの年号が奈良盆地で制定されたものでないと証言する。

以上の議論も、われわれを、倭国から日本国への移行も中国の禪譲方式で実行されたという見方に引き寄せる。しかし、『続日本紀』には「建元、大宝元年と為す」と書かれていて、中国の禪譲では新王朝の元号制

定が「改元」だったことと矛盾するように見える。だから、それを禪譲と呼ぶことをためらう人があるかもしれない。たしかに、「建元」ということばの調子は強い。ところが、長い歴史を重ねた中国にはさまざまなことが起き、じつは次のような事例があった。

南朝宋から齊へ移行した479年、新王朝齊は最初の元号を「建元」としたのである。『齊書』「本紀第二 高帝下」の冒頭は「建元元年夏四月…」で始まる。元号そのものを「建元」と名づけて新帝国の樹立を宣言している。これでは、漢の武帝の「建元」以来それを尊重して改元してきた伝統を無視しているように見える。しかし、「本紀第一 高帝上」には「宋帝禪位」と「受禪」という言葉があり、前例のように再三固辞し再三要請されて位に就いたことが記述されている。そして、「本紀第二 高帝下」の「建元元年夏四月…」に続く段落の終わりにも、「昇壇受禪」と書かれている。やはり規範どおりの禪譲だったのである。しかも次の段落に「昇明三年を改めて、建元元年と為す」と書いて、前王朝宋の年号「昇明」の三年に改元して「建元元年」としたことを隠してはいない。それでも新王朝は、晴れがましい年号「建元」で新体制を顕示したかったのである。

本節の議論によって、われわれは、倭国から日本国への移行の過程を調べるために必要な仮説的理論の骨子を手に入れることができた。

iii. 600年代中ごろまでの倭国の状況

この第iii節では、上の禪譲仮説を指針として、『日本書紀』と『続日本紀』を読み解いて、倭国から日本国への移行過程をくわしく追跡しよう。もし上の見方に肉付けできて倭国から日本国への移行を具体的に整合的に理解することができたら、仮説は蓋然的な理論に近づいたと言えるだろう。

『隋書』「東夷伝」は「新羅百濟は皆、倭を以って大国と為す」と書

いている。この文章は、倭国が相当に発展した国家だったことを、隣国の評判として語っている。実際に、天子という自称を怒った煬帝も倭国に答礼使を送ったし、次の唐もそうしたのである。しかも倭国は、高麗・百済・新羅のように隋・唐から王の称号をもらわなかった。隋と唐は東夷の倭のその異例な態度をしぶしぶにしても認め、天子という自称をやめさせることができなかつたのだらう。隋と唐の使節は倭国に来て実態を見たはずだが、倭国が百済と新羅よりも大国だと思ったから、『隋書』のような記述になつたのだらう。われわれは、その実態を『日本書紀』の記述から探り出す必要がある。

D：『日本書紀』の記述を解きほぐす

社会科の教科書が「大化の改新」と呼ぶ時代のことから始めて、そのころの政治状況がどんなものだったか、『日本書紀』を慎重に見ていこう。巻25「孝徳紀」はおよそ9年間の在位にしては記述量が多い。在位36年間の推古王の巻22よりも多く、次の斉明王と天智王の17年間を記述する巻26・27を合わせた分量に匹敵する。記述量に関して言えば巻19「欽明紀」は巻28・29「天武紀」について多く、ヘンリー8世のように欽明王が前王家の血も受け継ぎ舒明王以降の王統の祖だから、『日本書紀』編修時に特別の扱いを受けた可能性がある。王号に「^{あめくに}天国」がつくのもそのせいかもしれない。

孝徳紀の記述分量が多いのは、奈良盆地の勢力が強大化した表われだろうか。のちの事態から外挿して類推すれば、そう考えることに一理ある。孝徳王が即位したのは六月十四日だが、十九日に、孝徳王および“皇祖母尊”前王皇極とその子の王太子中大兄が群臣を集めて誓約させたという記述のなかに、「臣は朝^{みかど}にふたごころなし」という語句がある。中大兄たちが実力者だった蘇我氏の蝦夷・入鹿父子を討ったクー・デターによって、有力氏族が王を共立して支える奈良盆地古来の政治体制が変化して、王の権威が高まり王家の支

配が貫徹するようになったのは確かだろう。

孝徳紀は、次の段落を大化元年七月という年号で始め、妃と孝徳王の王子の名などを記すとすぐに、朝鮮半島の三国からの使節のことを記述する。そこで、高麗と百済それぞれの使者に対してみことのり「詔して曰わくとする箇所に二度あきつかみあめのしたしらす「明神御宇日本天皇」という自称が現われる。これは重要な尊称なので、あとで考察する。

次の八月の段落に、三つの詔が引用される。まず、東国に国司を派遣したこと、戸籍や田畑の調査について、さらに、国・県・郡という言葉で「国郡」の体制に関係することが言及されている。二番目は訴訟のこと。三番目は、欽明王の時代に百済から仏法が入ってきたことに触れて（この箇所が、仏教伝来の年の典拠とされる）、僧と寺に関する詔である。次の九月の段落には、使者を諸国に遣わして人口調査を行なったことが書かれ、四番目の詔が引用されている。

二年(646年)の正月の段落は「改新の詔」を載せる。その一は、民と田荘を公のものとすること、その二は、京師を整えよと命じている。そこには「畿内」という言葉が出るが、四方の境は名張・紀伊・明石・近江の狭々波と今の奈良盆地周辺の地名で示してある（これらの地名によって京師と畿内が特定されているが、本書のここまでの議論はこれを疑わせる）。また、郡を大中小に分けることや郡司について（ここの「郡司」という言葉も要注意）。その三は戸籍・計帳・班田收授など、その四は税・賦役・調のことである。二月の詔には「明神御宇日本倭根子天皇」という王の称号が出て、先ほどの称号に「倭根子」が加わっている。三月以後も詔の引用が続く。十二月の段落では、十三階の冠の制を定めたとされる。五年(649年)の二月には、それが冠十九階に改められる。そして、八省・百官を置いたと続く。

こう見ていくと、孝徳紀の記述量が多いのは以上のように詔を大量

に引用しているからだと分かる。そして、統治の根幹にかかわるそれらの王命は、それ以前の記述になかったほど多岐にわたり、645年六月に唐突な襲撃事件で生まれた新体制が矢継ぎ早に制度改革を行なったと主張している。そこに出る「改新の詔」ということばが、それを大きな出来事と受けとめさせ「大化の改新」と呼ぶようにした。継体王は奈良盆地の外から来たとされるが、その子たちの代からまた以前の王家のように代替わりのたびに奈良盆地内で王宮を構えていたのに、孝徳王のとき“都”を難波なにわに移したことは、たしかに、新しい動向が生じたことを示唆する。

それにしても、孝徳紀の制度改革の書きぶりは過大さの印象を拭えない。いくらそれが素朴だとしても制度を大規模に整えようとするには前史があるはずだが、それ以前の奈良盆地には大きな改革にふさわしい前史の記述がない。そして、国家が改革を行なうには部門ごとの成案を得るまでに相当の検討期間が必要だし、実施に移すにも準備期間が要るはずなのに、現代の官僚機構と見まがうほどの驚くべき速さで命令が発せられ実行に移されたように書かれている。国司、郡司、班田収授、さらに八省・百官など50年もあとの文武天皇以後の律令制度のときのようなことばで語られていることも、実態を疑わせる。

研究史上、「大化の改新」という解釈が出て以後、いったん実際に改新と呼べるような実態はなかった、ここの記述は『日本書紀』編修の際にのちの時代の出来事を640年代にまでさかのぼらせたのだという説が強まった。しかし、今では再び「大化の改新」があったという説が主流らしい。この研究史上の変遷は、奈良盆地の王が古くから天下を統治したとする『日本書紀』の主張を受け入れる研究者のあいだでも、『日本書紀』のここの記述だけで政治制度の改革が実際に行なわれたと結論するには実証性が足りないと感じられていることを教える。

本書はすでに、奈良盆地の王権が宗主国倭国の王権と異なることを

論証してきた。『日本書紀』の書き方では大きな政治的出来事がみな奈良盆地で起きたことになっているが、本書の観点からすると、同一の場所で起きた時系列的な出来事と見なすから解釈に混乱が生じるのである。大きな政治的出来事が空間的に異なる場所と異なる時間に起きたとすれば、錯誤や重複と見えたものが整合的に理解可能となる。

701年の日本国成立以前には倭奴国以来の倭国があったとする見方に立てば、第i節とこの第iii節でとり上げる出来事についてこれまでなかったようなまったく新しい理解が開ける（前節iiの考察は、孝徳紀の記す年号「大化」・「白雉」も、奈良盆地ではなくその時代に年号制定権をもっていた倭国が制定したものなどの帰結に導いた）。第VI・第VII章の考察は、『日本書紀』が、「奈良盆地の王統が古くから天下を統治した」とする命題に抵触しないように記述されているという結論に至った。この第VIII章では、この観点をとり入れて『日本書紀』の複雑な文章を解きほぐして読み解くことにする。論理の竿頭に昇りつめてなお一步を進めた議論を展開しよう。これまでの日本古代史のパラダイムを信奉する人にはとんでもない議論と見られるだろう。しかし、具体的な事績を欠く2代王から9代王までを「欠史八代」と呼ぶ人たちのように、『日本書紀』の初期王たちの記述は「創作だ」とするほどの極論を提案しているのではない。ただ、既存の記録なり伝承に粉飾する語句を加えたと考えているにすぎない。この見方から孝徳紀を見なおしてみよう。

大化元年七月の、高麗と百済の使いに対する二つの詔（^{せんみょう}宣命）にある「^{あきつかみあめのしたしらす}明神御宇日本天皇」とは何だろうか。次の年には、「倭根子」が追加された「明神御宇日本倭根子天皇」ということばが出る。

『日本書紀』の継体王から皇極王まで、継体・欽明・推古王の巻を例外として「日本」という文字は出ない。継体紀では、海外関係の記事に出るだけで、もとは「倭」と書かれていたのを「日本」と表記したものを

と思われる。それは初期の王たちを天皇と呼び換えるときに「倭」を「日本」と書き換えたのと同じのやり方だろう。欽明紀でも、「豊秋^{とよあきつ}日本」と書いているのを除き、朝鮮半島関連の記事に「日本」が現われるだけである。朝鮮半島に残存する史書には、670年まで日本という文字は出ないのだから、もとは「倭」とあったのを「日本」と表現したと考えられる。推古紀でも、高麗と百濟関連の記事に四つの「日本」が出るだけで、これももとは「倭」と表記されていたと考えられる。興味深いのは、隋使（『日本書紀』は唐客と書く）の言葉を「皇帝、倭皇を問う」と表現していることである。これは、もとの資料に「倭皇」という文字が使われていて、二つの漢字の合成語を分解しづらかった状況を明かす。そして「倭皇」という文字は、倭国王が「倭皇」もしくは「倭天皇」ということばを使用していたことを示唆する。600年代中期まで、『旧唐書』でも朝鮮半島の史料でも、倭国あるいは倭としか書かれていないことはすでに何度も述べた。同じ時代まで、日本列島にも「日本」という文字表記はなかったと考えるべきである。

孝徳紀のあとの斉明紀でも、一つの「日本」は五年(659年)の遣唐使についての註で、唐の天子の問い「日本国天皇平安にますやいなや」にあらわれるが、この時代に唐の皇帝が「日本国」と言うはずはない。あとの三度は註に引かれる後世の書『日本世紀』で使われるだけである。天智紀には白村江の戦い関連の記事に「日本」が10回現われるが（もう1回は書名『日本世紀』）、天武紀上下でも、「日本」は初代王を「神日本磐余彦天皇」と記すところに1度現われるだけである（この日本は『古事記』が倭と書いているのを書き換えたものである）。

結局、700年以前の中国と朝鮮半島の史料に現われる日本列島の国は倭国であって、『新羅本紀』の670年以後の記事を唯一の例外として「日本」ということばは使用されていなかったのである。同じく『日本書紀』もその状況を証言していると結論してよいだろう。孝徳王よりも

ずっと権力を増した天智王と天武王の時代にも、奈良盆地で「日本」という国号を使用したことはない結論できる。ただし、『新羅本紀』の670年の記事に現われる「日本」を見過ごしにしないとすれば、「持統紀」の689年の新羅使に対する記述に2度現われる「日本遠皇祖代より」の検討が必要である（その文の主体が持統王かどうかを含めて）。

こうして、孝徳紀に初めて出現する「^{あきつかみあめのしたしらす}明神御宇日本天皇」は、上の例と同様に高麗と百済の使いに対する詔に現われるのだから、もとの文字に戻せば「明神御宇 倭天皇」ということになるだろう。そして、「竹斯国以東にあつて倭国に附庸する」奈良盆地の王には外交権がないのだから、この詔の主体は倭国王と考えるべきである。つまり、「明神御宇倭天皇」とは倭国王だということになる。「明神」は「明らかな姿で現われた神」を意味し、「宇」は宇宙の宇だから「御宇」はひろく空間を御することを意味する。つまり、「姿を現わした神であり天の下を支配する倭の王者」というような意味になる。

ところが本書は、遺跡や神社や山々などの事物が構成する地理的關係が、古代の福岡都市圏に前後二つの「太陽の道」が設定されたことを明らかにした。弥生時代の「太陽の道」上の最重要な須玖岡本遺跡そばの熊野神社にイザナギ・イザナミが祀られ、古墳時代以来の「太陽の道」上にある“都府”東方の大根地山にイザナギ・イザナミからの天神七代と天照大神からの地神五代が祀られていたことを明らかにした。二番目の太陽の道は、そこにある倭国が高天原の神々の信仰を形成し、その王統が天神・地神に連なることを主張したことの実証的な証拠である。しかも倭国王は600年代初頭、東アジアの覇権国である隋の皇帝に対して「日出ずる処の天子」と自称していた。倭国王の姓は「天^{あめ}」であり、高天原の神々の子孫で天姓の天子＝皇帝という意味で「天皇」という称号を用いた可能性がある。したがって、発展した倭国の王が「明神御宇倭天皇」と称したと考える解釈は高い蓋然性をもつ。前節で649年に

帝位に就いた唐の高宗が「高宗天皇」という称号を贈られたことを「天皇」号と関連させたけれども、高宗が泰山で「天を祀る」封禪の儀式をとりおこなったのは666年である（父の太宗は泰山で封禪の儀式をできなかった）。645年はそれよりも前だから、倭国王が天皇号を使用したのは高宗の例を知る前だったのかもしれない。「明神御宇倭天皇」というたいそうな尊称は倭国で用いられ始めた可能性が高い。

701年成立の日本国のことを書く『続日本紀』の詔(宣命)で用いられる天皇の尊称と対照させてみよう。文武天皇の即位の詔は、文武天皇を「現御神 大八嶋国所知 天皇」と呼び、その母の元明天皇の即位の詔は、元明天皇を「現神 八洲御宇 倭根子天皇」と呼ぶ。孝徳紀初出の詔では「明神」と始まるのに、『続日本紀』では文武・元明天皇以降すべての詔で「現御神」または「現神」に変化しているのである。孝徳紀の「明神御宇倭天皇」だけが特異であることが分かる。この形の尊称を使い始めたのが倭国の天子であると解釈すれば、このちがいをすんなりと理解できる。701年に日本国が成立したあと、「あきつかみ」の漢字表記を「明神」から「現神」に変えたのである(日本語「あきつ」には「明」がふさわしい)。明治の王政復古後に「現人神」ということばが用いられたが、その古形は「現神」だった。ところが、「現神」には祖型があって、それは「明神」だったのである。この変移した漢字表記も倭国から日本国への移行を体現している、とわたしには見える。

これに関連して次のような興味深い問題が浮上する。『続日本紀』で文武天皇は冒頭で「天之真宗豊祖父天皇」と呼ばれるのに、詔では「現御神大八嶋国所知天皇」と表現され、元明天皇は「日本根子天津御代豊国成姫天皇」と呼ばれるのに、詔では「現神八洲御宇倭根子天皇」と表現される。次の元正天皇「日本根子高瑞淨足姫天皇」も、詔では同様に「現神大八国所知倭根子天皇」のように表現される。国号を「日本」と

したからには、正式な尊称は「日本…天皇」がふさわしい。実際、転機にあって最初に新しい日本国の天皇位に就いた文武天皇だけ「天之真宗豊祖父天皇」と特異な尊称になっているけれども、そのあとの天皇は、「日本…天皇」という尊称で呼ばれる。ところが、詔では「日本」が使われず代わりに「倭」の文字が入っている。これをどう解釈すればよいだろうか。

宣命の形式は倭国で使用され始め、そこでは天皇を「明神御宇倭天皇」と表現したと考えれば、倭国で倭天皇と表わすのは自然なことである。ところが、それが600年代中ごろから代々行なわれ慣例となったとすれば、天皇の詔に、「明神」・「御宇」・「倭天皇」に当たることばを使うのが規範となった、と理解可能である。元明天皇以後の詔にある尊称もこの形をしている。ただし、そこでは「倭」は「倭根子」に変化している。それは、『古事記』が初期の王たちの名を「倭根子」と書くことに関係しているのだろう。701年に日本国の天皇位に就いた奈良盆地の王統は、ほんとうは「天^{あめ}」姓の倭の王家の真宗とは言えず、その王統の由緒の古さを「倭根子」という表現に求めたと見える。

『日本書紀』には、天智紀や持統紀に宣命の形式の尊称はないのに、『続日本紀』には追贈のようなやり方で、天智王が元明天皇の即位の詔で「近江大津宮御宇大倭根子天皇」と呼ばれ、持統王が文武天皇の即位の詔で「現御神大八嶋国所知倭根子天皇」と呼ばれている。ところで、『日本書紀』孝徳二年の詔には、「明神御宇日本倭根子天皇」という奇妙な尊称が現われる。ここの「日本倭根子」は「やまとねこ」と読むとされている。ともに「やまと」と読む「日本」と「倭」が二重に続くのをそう読ませているのである。この畳語が生じたのは、もとは「明神御宇倭天皇」とあったのを「明神御宇日本天皇」と書き換えたが、天智王や持統王を上のように表現したのと同様の趣旨で「倭根子」をつけ加えたのではないだろうか。すでに日本国になっていた『日本書紀』編修時

の挿入と思われる。同様に、『日本書紀』「天武紀下」の詔に「明神御大八洲倭根子天皇」が出現するのも、「倭根子」という文字使用から、『日本書紀』編修時の挿入と考えることができる。

二つの金印をもらって以来の権威を継承し「太陽の道」上に住む倭国の天子に「根子」という修飾語は不要である。太宰府政庁跡の北側には「大裏」という小字地名があり、いまでも「大裏」という小字標石が残っていて、倭国の天子がそこに住んでいたことを証言している。どんな学者もこれを無視することはできない。

E：「大化の改新」とは何だったのか

上では、「明神御宇倭天皇」で始まる宣命体をつくったのは倭国の天子であると推定した。『続日本紀』は、元号「大宝」を制定したところで「建元」と述べて、奈良盆地で以前に元号を建てたことがないと証言している。すると、『日本書紀』「孝徳紀」が「大化元年秋七月…」と記述し始める一連の詔は奈良盆地で発せられたものではない、というもう一つの解釈へ道が開かれる。そして、続けて八月から始まる政治制度にかかわる大量の詔も、奈良盆地ではなく倭国の天子が発したのではないかという見方が浮上する。そこに記述された政治改革が世に「大化の改新」と呼ばれるのだが、先にも述べたように、これまでの日本古代史のパラダイムを受け入れる人にも過大に思われた。それを倭国で実施されたことだと考えれば、以下のように大局的に整合的な理解に至る。

すでに概略したように、最初の詔には、戸籍をつくり田畑の調査を行なえと書かれ、さらに全国の行政区画「国郡」に関係することが書かれている。国家の政治制度の骨格を整備する王命である。ところが現在では、木簡や残存文書類などの物証によって、701年の大宝律令以前には、九州から関東地方まで、のちの「郡」に当たることばとして「評」が

使われていて「郡」という行政区画名はなかったことが知られている。

『日本書紀』は、このように重要な歴史事実について編修時に使われていた用語を用いている。つまり、歴史を書き換えているのである。それは、この時代に歴史記述に対する厳正さの意識が欠けていたことを教える。第七章で推測した粉飾は十分起こりうることだった。

「大化元年秋七月…」からの一連の詔は、720年に完成した『日本書紀』編修時に“編入された文章”だった、と考えることができる。その文章を素材に推測された従来の議論は、十分な根拠を欠くのである。議論の質を高めるためには、もっぱら『日本書紀』の記述に頼るやり方ではいけない。関連する状況証拠もとりあげて総合的な判断ができるようにすべきである。そうして初めて、反証可能な学問的な議論に近づく。この書物の議論はそういう努力をしているつもりである。

行政区画「評」についてもう少し考えてみよう。Wikipediaによれば、「前期難波宮跡で出土した 648 年の紀年銘木簡に評と書いた木簡が出土した」。評の文字のある木簡の出土は天武・持統王の藤原京も例外ではない。隠岐国から藤原京に送られた物産に「評」と書かれた木簡が見つかりそれは 701 年のことらしい。『続日本紀』の文武四年(700 年)六月の条にも「衣評督」ということばが出る。これからすれば、「国郡」ではなく「国評」制が、孝徳紀が言うように 640 年代に制定され、大宝令が発布されるまで行なわれていたことになる。『日本書紀』は大宝令が発布されて国郡制に移行したあとに編修されたが、文武王の継承した以前の奈良盆地の政権が「国評」制を施行したのだとすれば、『日本書紀』が国評制を書かない理由は見つからない。奈良盆地の王が「国評」制を施行したのだとすれば、むしろ、文武天皇以後の王家にとってもそれを記すことの方が重要な政治改革の施行を誇れるだろう。そうできなかった逆の理由があったのである。701 年以前には倭国が宗主国だったと考える第七章と本章の仮説理論がここでも有効である。640 年代か

ら701年まで国評制が施行されていたと証言する木簡類が、倭国から日本国への移行が701年だったとする仮説理論を物的証拠によって支持するのである。

第Ⅳ章で考えたように、一般に、ある領域で初めて古代国家が成立するには相当の年月がかかると考えなければならない。各地で集落が生まれそれらが関係を結ぶ社会ができて、人口が増えて地理的・文化的な諸条件に規定されながらももう少し広い共同体が形成されて、それらの共同体がさらに関係を結び、さらに統合化が進む・・・、というようなことが想像できる。日本列島では人々が移住して水稻栽培が広域に広がって地域共同体が形成されていったことも考慮されるべきだろう。

第Ⅴ章以下の考察をくりかえせば、日本列島での国家の形成は遅れて中国の影響を受けながら進んだ。吉武高木遺跡がその前段階の考古学的な目印となる。文献上では、『後漢書』と『三国志』の倭の中心国の王に国王印を授けたという記述が画期を教える。倭について、『漢書』が分かれて百余国、『三国志』が使訳を通じる所三十国と記述する国々は九州島にあっただろう。『三国志』によれば、使者のうちの有力者にも銀印や将の位を授けている。国々の序列化が示唆される。400年代の中国南朝の史書は、倭国王に「使持節都督」などの称号を与え、九州北部を中心にして倭国という国家の広域化が進んだことを証言している。『宋書』の掲載する倭王武の上表文には「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国」と書かれているが、それはおおよそ日本列島の西部を表現したものだだろう。同じく国と呼ばれていても、各地の共同体が統合されるなどして整理が進んだだろうことを教える。そして『隋書』が、600年代初頭、使節を派遣した外交によって知った位階や外交儀礼を記述して、倭国に一定程度の制度を具えた国家が成立していたことを報告している。自己認識が誇大だとしても、王が天子と称するほどの国家が成立していたのである。

最終的に 600 年代に、制度的な国家が完成するなかで、全領域を評や国に分けて整理することが進んだ、と考えることができる。

『日本書紀』『孝徳紀』の 640 年代の詔は、その倭国の国制上での進展を記録する情報と見なすことができる。すなわち、中国南朝との通交を第一次として、600 年代の隋・唐への遣使によって第二次の中国文明導入期に入り、中国の制度の模倣が試行されていったと想像することができる。そして、640 年代になって、それらの試行を集大成する改革を実施しようとした、と考えることができる。奈良盆地で制定されたのでない元号「大化」がその意気込みを表現している。大化二年正月の詔が「改新の詔」と呼ばれているのも、国制上の大きな改革だったことを物語る。『日本書紀』は大宝年間の状況を 50 年も前の孝徳紀に投影したので、「国司」や「八省・百官」などの後世のことばがつい出てしまったのだろう。640 年代の倭国の「大化の改新」は 50 年後の大宝年間にくらべればなお完成途上にあつたとしても、戸籍や田畑の調査や人口調査は、制度を整えようとする国家にとって必須の作業だから、実施されたにちがいない。

ここまでの議論によって 701 年の日本国成立以前に古くからの倭国があつたという見方は補強されたが、従来の日本古代史のパラダイムを信奉する人は、倭国＝日本国とする見方のままで上の大局的な進展が妥当すると主張するのだろう。ほんとうにそうだろうか、関連する状況証拠を検討してみよう。

大化二年正月の詔は、その二で「初めて^{けいし}京師を修め、…。凡そ京には坊ごとに長一人を置け…」として、坊に区画された本格的な^{みやこ}京を建設することを命じている。しかし、この時代の奈良盆地に京師と呼べる都が建設されたのだろうか。この問題はすでに第七章の第 v・vi 節で考察したが、奈良盆地の王は代々即位するごとに王の宮を建てた。それは孝徳

王の前後の王の時代も同様だった。王位に就いた皇極王は即位すると、642年九月に「宮室を営まんと欲して」十二月飛鳥のおほりだ小墾田の宮に遷り、翌年正月に飛鳥いたぶき板蓋新宮を宮とした。四か月ぐらいで京師の基盤となるほどの都がつくられたとは思われない。しかも、宮の名が示すように板蓋の建物である。屋根は瓦で葺かれておらず、長い年月使用できるような王宮ではなかった。それを、東アジアのこの時代の王国の王宮、ましてや天子の王宮と呼ぶのは気が引ける。その宮で645年の蘇我入鹿襲撃は起きたのだが、『日本書紀』が“大極殿”と書くのは明らかに誇張である。

その飛鳥板蓋宮で645年六月に即位した孝徳王が一連の詔を矢継ぎ早に発したとされるのだが、十二月のうちに都を難波長柄豊碕に移した、と『日本書紀』は書く。宮を建てるのに月日がかかる遷都が機会を見つけ出して成功した襲撃事件にほどなく続くというのも、襲撃直後に改元したとするよりもっと現実味がとぼしく机上の文だろう。事実、651年のところに「居を新宮に遷し、号して難波長柄豊碕宮と曰う」とある。こちらがほんとうなのだ。646年春正月の「改新の詔」その二に「京師を修めよ」とあるので、この詔に合うように直前の十二月に難波長柄豊碕宮に遷ったと挿入した可能性が高い。ここでも、『日本書紀』は事実をまげて記述しているだろう。

「京」という文字は皇極紀に1回出るが、註に出るだけである。孝徳紀に突出して10回出るのだが、「京師を修めよ」という詔がそこに引かれていることに関係しているにちがいない。「みやこ」に「京」という文字を当てるように誘引されたのだと思われる。舒明王以前に出る「京」は唐や朝鮮半島の使節に関連する箇所が主である（その場所が奈良盆地なのか疑問である）。継体王以前にも京が出るが、それは、『日本書紀』で、『古事記』の命(王)を天皇と書き換えるのと同様に、編修当時に使われていたことばで表記するやり方がとられたからだろう。事実、『日本書紀』の8年前に編修された『古事記』には「京」という

文字は出ない。

日本語の「みやこ」は「宮のある処」だが、実際に『古事記』に出る宮は王か神の居場所を意味する。王は「○○の宮にいまして天下をおさめた」と書かれるが、全体の記述からして「宮」には王国の首都という意味は希薄である。「都」という漢字は、基本的に表音文字「と」などとして使用され、また、「かつて」という副詞に使われている程度である。隋使が来た推古王の時代の記述はわずかだが、『古事記』が対象とした時代に、奈良盆地に首都という意味の用語「都」はなかったと考えてよいだろう。

孝徳紀の「京師を修めよ」という詔に関連して「京」という文字が出現するという点についてももう少し補足しよう。孝徳王が亡くなる前年、王太子中大兄が「倭^{やまとのみやこ}京に還ろう」と奏請したが、孝徳王が許さなかったので、中大兄は母の皇極と妹(孝徳王の後)などを連れて奈良盆地に引き上げ、公卿百官もみなそれに従った、という記述がある。孝徳王からの離反を言っているのだが、ここで問題にしたいのは、そのとき前王皇極と太子たちは「倭の飛鳥河辺行宮」に居住したという文である。奈良盆地に帰還しても、実態として「倭京」と呼べるような都はなかったのである。次の年の十月孝徳王が亡くなると、655年正月皇極が飛鳥板蓋宮でまた王(斉明王)になった。十月のところに、小墾田に瓦葺きの宮をつくらうとしたがとりやめになった、とある。その冬板蓋宮が火事になると飛鳥川原宮に遷る。翌年、もとの岡本宮の地にもう一度宮室を建て「後の飛鳥岡本宮」と呼んだ。建築期間が短く瓦葺きにしたという記述もないから、瓦葺きの長期間耐える王宮ではなかったと思われる。条坊をもつ京師などなくて、皇極・孝徳・斉明の王家で「京師を修めよ」というような詔は出されなかった、と考えるほかない。

これもすでに論じたが、『隋書』は600年代初頭の倭国に十二階の官位があったと記し、隋の使節を出迎える儀礼などが、それに対応でき

る建物が存在したであろうことを教える。隋使と唐使を迎えた王都にはすでに時代にふさわしい恒久的な建物があったはずである。だから、640年代にもなればさらに政府諸機関が設置されたというのが時代の趨勢だろう。ところが上述のように、『日本書紀』の記述を全体的に見ると、660年ころの齊明王の時代になっても、奈良盆地に王が天子と自称する国家にふさわしい施設をもつ王都があったようには見えない。孝徳二年の詔が言う「初めて京師を修め」・「坊うんぬん」などの事業も、奈良盆地の王家が実施したのではない、と考えざるをえない。

F：640年代に整備された「京師」はどこか

600年ころの東アジアの王国の首都がどのようなものだったかはすでに第Ⅶ章第ⅴ節で議論したが、あとの議論とも関係することを、百済の王都泗泚について補足しよう。定林寺遺跡は、詳細が分からない王宮の規模や構造を考えるのに参考になる。図Ⅶ.3 で見たように、定林寺は王都の中心部に位置し、王宮から南に延びる大路の東で大路に面している。この配置は、600年代の東アジアの王都の手本となった隋の大興城(=唐の長安)での大興善寺の配置と相似である。大興城=長安の王都プランは有用なので、文献⁽⁵⁴⁾から引用して図Ⅷ.1 に示しておこう。百済の定林寺の配置は、隋の大興善寺と同じく国家の寺院として建造されたことを教える。“朱雀大路”に平行に南から北に中門・石塔・金堂・講堂が一直線に並び、周囲を回廊が囲む定林寺の伽藍配置が、王都プランのもとで建てられたことを表示している。

大興城の内城に当たるところには、泗泚でも王宮と政府機関の建物があったと考えられるが、常識的に、瓦葺きの定林寺の規模よりも大きな複合的な建築群から構成されていたと考えてよいだろう。これに定林寺を加えれば、どんなに遅くとも600年代中期の百済の王都泗泚は、「大化の改新の詔」に記されているような「坊」に区画された「京師」に近いものだった、と思われる(第Ⅶ章第ⅴ節で触れたように、新羅の

台一王墓群を結ぶ「太陽の道」を王都プランの一部としてもっていたことを加えるべきだろう。この冬至の太陽の道は、632年から在位した善徳女王が647年に亡くなったとき、狼山の頂上に陵墓が築かれて完結したのだった。大化の改新の詔の時代と同時代である。

それでは、600年代中期の日本列島に百済の王都泗泚や新羅の王都金城に匹敵するような都市はあっただろうか。このように問えば、ここまでの議論がみなそのような王都の候補として太宰府を挙げる。太宰府では政庁跡が発掘され、条坊で区画された都市プランも発掘されている。ところが、考古学的な調査が、条坊の建設年代を奈良盆地の藤原京よりもあとのこととし、太宰府政庁跡にあった初期の掘っ立て柱建築の年代も600年代後期に比定して、太宰府の条坊を泗泚のそれと同時代と考えることを妨げるのである。しかしその考古学的年代推定は、土器編年などの古い手法で行なわれたもので、『日本書紀』に基づく日本古代史パラダイムの拘束から自由だとは考えられない。

本書のここまでの議論は、『日本書紀』が、歴史上の出来事を取捨選択して記さないことがあり、記すときには出来事の主体がだれかをあいまいにしたり、場所や地名などに手を加えたりしていることを明らかにした。「太宰府」は、どのような政治機関であるかもあいまいにしたまま「推古紀」にさりげなく登場し、語られていくにつれてしだいに重要な機関らしいことが分かるような書き方がされている。実のところ太宰府の条坊がいつつくられたかも書かれていないのである。それなのに太宰府の条坊が建設されたのは藤原京のあとだとされているのは、現行の日本古代史パラダイムが、太宰府を設置したのは奈良盆地の王権にちがいないと前提し、奈良盆地で初めて条坊で区画された藤原京以前に太宰府の条坊建設が行なわれることはないからである。考古学者もこのパラダイムに反するような発掘調査報告書を作成することなど思いもよらないからである。しかし、640年代に出された

一連の「改新の詔」のなかに「京師を修めよ」という命令もあったと書く『日本書紀』を信じれば、該当するところが奈良盆地にないとするなら、奈良盆地以外の場所でそれを探ることがなされるべきではないか。

本書は、現行の日本古代史パラダイムが設定する枠組みがおかしいことを明らかにした。先入観なしに、問題空間自体を広げて古墳時代以降の古代史を考察し直さなければならない。倭国の王都を探す今の問題では、太宰府を設置したのは奈良盆地の王権だとする前提を置かずに考えなければいけない。

「太陽の道」上にある二つの神殿宇佐宮と宗像大社が、その指し示す焦点太宰府に太陽の道を主宰する王がいることを明示し、新羅の王都金城の太陽の道がこの考えの正しいことを証言している。600年代中期には百済の王都も新羅の王都も整備されていたと考えられるのだから、同時代に百済と新羅が大国だと言う倭国の王がその王都を整備しなかったと想定するわけにいかない。奈良盆地の王が694年になって完成させた新益京(藤原京)を待つ必要などない。

Wikipediaは、太宰府を「7世紀後半に、九州の筑前国に設置された地方行政機関」と書く。このように600年代のことが現行の日本古代史パラダイムを前提に断定的に説明されるので、その見方が歴史解釈を覆っているのである。それは本当だろうか。われわれが唯一参照できる『日本書紀』で「太宰」および関連する語句が登場する文章を点検してみよう(『日本書紀』は「太宰」を「大宰」と書く。それについてはすでに論評した)。Web上の「日本書紀 全文検索」⁽⁵⁵⁾から、白村江の戦いが収束した671年までのすべてを表にリストアップしてみよう。

--- 表 d 『日本書紀』に出現する「大宰」など 天武紀～持統紀省略 ---
推古紀 609年夏四月丁酉朔子、筑紫大宰奏上言「百濟僧道欣…」。
皇極紀 643年、筑紫大宰、馳驛奏曰、百濟国主兒翹岐…。

筑紫大宰、馳譯奏曰、高麗遣使來朝…。

孝徳紀 649年、即拜日向臣於筑紫大宰帥。

齊明紀 661年、齊明は天智と共に筑紫に行ったが「大宰」は出ない。

天智紀 663年、大唐軍將率戰船一百七十艘、陣烈於白村江…。

664年、百濟鎮將劉仁願、遣朝散大夫郭務棕等、進表函與獻物。

是歲、於對馬嶋・壹岐嶋・筑紫國等置防與烽。又於筑紫築大堤貯水、
名曰水城。

667年、百濟鎮將劉仁願、遣熊津都督府熊山県令上柱國

司馬法聰等、送大山下境部連石積等於筑紫都督府。

668年、以栗前王、拜筑紫率。

669年、以蘇我赤兄臣拜筑紫率。

冬、大唐遣郭務棕等二千余人。

671年、以栗隈王為筑紫率。

對馬國司、遣使於筑紫大宰府、…從唐來曰「唐國使人郭務棕等
六百人…総合二千人乗船四十七隻…、俱泊於比智嶋…」。

表dを見ると、『日本書紀』は、「推古紀」と同じく、661年に齊明王や息子の天智が筑紫に行ったときにもそこにどのような機関があったか説明せず、「白村江の戦いで敗北して烽火台や水城を築いた」など時代状況を語る一連の記述のなか、671年に初めて「大宰府」という語を出現させるだけである。論理の飛躍なしに通説のように踏みこんだ結論を下すことはむずかしい。通説はなにか別の判断を導入しているのだ。その前提とは、「当時行政機関を設置するとすれば列島を支配していた奈良盆地の王権だ」とする現行パラダイムである。そのパラダイムの内にとどまれば、奈良盆地の王が初めて筑紫に行ったとき当該の行政機関が設置されたという拡大解釈が成り立つのである。しかし、その前提を取り払えば、通説にしっかりした根拠があるわけではない。

『日本書紀』の主張するように天下を統治していた奈良盆地の王が行

政機関をつくるとすれば、自身の地元に「太宰」というような大きな名の官をもうけ、筑紫には出先の機関にふさわしい名をつけるのが順当である。地元にそういう大きな名の行政機関がないのに、筑紫にそういう名の機関があることは、むしろ、すでに筑紫にそういう行政機関があったことを暗に示しているのである。

さらに考えてみよう。『日本書紀』で、「大宰」という文字は推古紀よりも前に出ず、推古王の609年に「筑紫大宰」の語で初めて登場する。天智紀より前にも後にもこの語句「筑紫大宰」が一番多く使われている。次に、大宰に帥・師・率がつく例が多い。その場合には長官という意味がはっきりする。行政機関という意味が明らかな「大宰府」は、天智紀・天武紀・持統紀にそれぞれ1回出る。日本語の用法を考えてみれば、歴史的にもまた現代でも、行政機関の呼び方にはある程度ゆらぎがある。たとえば、新聞の書く「政府」ということばは、行政機関としての政府の長から高官まで意味することがある。明治初期の「太政官」なら太政官府の建物やその場所も指すことができただろう。だから『日本書紀』も、大宰府・大宰という語句を、行政機関もしくはその長官などを意味して揺らぐように使用している、と理解することができる。だから、辞書が「大宰は、大宰府の略もしくは大宰府の官人」と書くのである。習慣的な使用によって、太宰府ということばは「太宰府」のあった場所を指すまでになった。

表d全体をすなおに読めば、「太宰」は、推古紀に初めて登場するころつまり「天・^{あめ}たりしひこ」王の時代に筑紫に開設されて、600年代を通して存在した行政機関と見なすのが、最も合理的である。最初期の推古紀や皇極紀で日づけに続けて「筑紫大宰…」と書く用語法は、その機関が既知であるかのような書きぶりである。600年代初頭から「太宰府」は重要でよく知られた機関としてあった、と考えることができる。

現行パラダイムの前提を外して、「孝徳紀」が640年代のこととして「京師を修めよ」の詔を記していることが真実だとすると、10年も経てば太宰府という都市が条坊で区画されていた蓋然性が高い。本書は踏みこんでこの見方を採用し、この節で、条坊で区画された太宰府を考察しよう。1968年以來の発掘調査を整理総合した太宰府条坊復元図が、太宰府市教育委員会の井上信正によって提出されている⁽⁵⁶⁾。それを図Ⅷ.2に引用して示す。

この地図Ⅷ.2を地図Ⅶ.5・地図Ⅵ.3と参照して見れば、地形と位置が理解しやすいだろう。太宰府と呼ばれたであろう建物は、築地で囲まれた部分にあった。それを含む“大宰府政庁”と書かれた区画とその南は、発掘調査でも各種の政府の機関と役所の跡と考えられている。その区画は図Ⅷ.1の示す大興城の内城に当たるだろう。築地で囲まれた部分



図Ⅷ.2 太宰府条坊と水城（引用）

の北側には、大興城と同様に王の宮があっただろう。そのことを、“大宰府政庁”と書かれた区画の北側にある山の辺の道の辻に現在も置かれている「小字名大裏」の標石が証言している。

辻の北に現在日菅寺という寺がある。すでに論じたように、そのあたりが太陽の道の祭事を行なう場所だった（大根地山と油山夫婦岩を結ぶ太陽の道はもう少し北を通るが、木々が茂っている山地で不便なので、わずかに南側で祭事が行なわれた）、と本書は推定する。この推定は、太宰府条坊の一条すなわち北端がそのあたりを通り、条坊は東側（左郭）に長く広がるのに「小字名大裏」の真南に朱雀大路が延びていることによって支持される。何度も述べたようにその真北に宗像大社がある。現在の日菅寺あたりが太宰府条坊プランの原点なのである。

表 d にはもっと重大な語句「筑紫都督府」が出現している。この文は、唐の百済占領軍の司令官が熊津都督府の県令を筑紫太宰府に派遣したことを記している。読みとるべきことは、都督府が旧百済の古都熊津ゆうしんに置かれたことである。唐が百済と高麗を征服すると都督府を置いたのは、その名の行政機関でそこを支配することにしたからである。百済と高麗の都督府の長官には元の王族が任命された（都が破壊された百済には熊津以外にも都督府が置かれた）。それは、唐が、大軍を送って戦争に勝利したものの、継続的な支配の困難をわきまえていたからだと推測できる。唐は、唐の側について新羅にも都督府を置いて朝鮮半島全域を間接支配することをもくろんだ。この流れのなかで唐軍は何度も倭国に軍事使節を送ってきた。『日本書紀』は「表函と献物」をもってきたと敗戦国ではないような書き方をするが、「表函」すなわち書信を入れた箱には、停戦条件を通達する文書が入っていたはずである。唐は、倭国にも新羅などと同じく都督府を置いて、倭国を名目的にせよ唐の支配下におこうとしたのだと思われる。この文脈では、おそらく唐の側から「筑紫都督府」という名を出したものと推定できる（400年代に南

朝宋～梁から使持節都督の称号をもらったのとは異なる状況である。倭国が「太宰府」を「都督府」と下級の機関名で呼ぶのはおかしいだろう。だが、唐のもくろみは、新羅が現実には百済と高麗の領域にも支配を広げて戦闘をまじえて抵抗したことと、チベットが唐に反旗を翻したことで、失敗に終わった。ただし、新羅は唐の年号の使用を続けた。

ここで重要なことは、唐が日本列島に都督府を置こうとしたところが筑紫だったことである。すなわち、「筑紫都督府」ということばは、次にある「筑紫大宰府」に対応し、筑紫の太宰府が倭国のつまりは日本列島の王都だったことを証言しているのである。菅原道真が太宰府を「都府楼」と呼んだのはこの歴史を知っていたからだろうか。

図Ⅷ.2 を図Ⅷ.1 の大興城＝長安と比較して、太宰府の王都プランを考えてみよう。外国使節のための迎賓館「客館」についてすでに触れたが、長安ではその位置に大興善寺があった。百済の定林寺も同じ配置である。太宰府はそれとは異なるプランで建設された。なぜだろうか。

祭政一致の倭国にとって最重要なのは「太陽の道」信仰である。第Ⅵ章で述べたように、宇佐宮と宗像大社は古墳時代に中国の王都における円丘や宗廟などに触発されて創建されたと考えられるが、二つの神殿は「太陽の道」崇拝に適合するように王宮の真東と真北に設置された。海外から来た仏教の受容が進み百済や新羅のように国家的な寺院を建設するときも、二つの神殿を「太陽の道」上に配置したのと同じアイデアが適用されて、観世音寺も「太陽の道」上で王宮の東に位置するようにされた、というのが本書の提案する考えである。国家の仏教寺院観世音寺を太陽の道の神殿宇佐宮と同一東西線上に置くという考え方に、日本の神仏習合の起点がある、とわたしは思う。

この考え方は、政庁と観世音寺のあいだにもう一つ学校院が置かれたことにも適合する。第Ⅵ章で述べたように、中国の王都プランでは、円丘や宗廟など国家の重要な施設が南北の主軸方向に置かれたのを、

倭国では、それに当たる二つの神殿を太陽の道の観念に適合するように東西線上に配置替えした、と考えたのだった。その際、中国の王都の重要な施設として大寺院と明堂などがあることにも触れた。太宰府の条坊建設では、その大寺院と明堂に相当する観世音寺と学校院が、「太陽の道」上の東西方向に配置されたのである（太宰府の学校院が重要な施設で後世まで機能したことは論考⁽⁴⁷⁾で論じた）。

そうすると、長安では大興善寺が置かれた場所が空くので、その場所に客館が置かれたと解釈できる。太宰府では長安の内城に当たる区画が広くないから、重要な施設である客館＝鴻臚寺を都市の中央部に配置換えしたものと理解できる。先ほど述べたが、『日本書紀』の記述から推測すると、客館のあたりは「巷」で「市」もあったのだろう。図Ⅷ.1を見ると、長安で東西の「市」は都市の好位置に置かれたことが知られる。図Ⅷ.2で朱雀大路を挟んで客館の西側の区画が「市」だったとする想像に誘われる（800年代初め長安に行った空海は、内城にあった鴻臚寺が満室だったのか「東市」の近くの宿泊所に泊まったらしい）。

太宰府で一番大事な寺院は観世音寺である。ところが、観世音寺は重要な寺院なのに創建を伝える記録が残っていない。『日本書紀』は、大宰府ということばを登場させるが、観世音寺を無視して名も出さない。『続日本紀』に出る「元明紀」709年の断片的な記事によって、観世音寺は天智王が母斉明王の追善のために発願しとされる。斉明王は子の天智・天武兄弟や夫人たちと家族そろって筑紫に行っていた661年に亡くなったのだが、天智王がその母斉明王を弔うために観世音寺を建てる志を抱いたのだという説が、観世音寺建立のいわれとして流布している。だが、『日本書紀』「天智紀」に、筑紫で母の法要をした、あるいは筑紫に寺を建てる発願をしたという記述はない。

しかし、600年代初頭に仏法を学ぶために隋に留学僧を数十人も派遣した筑紫の倭国には寺院があったはずで、天智が母の死に際し法要を

行なわなかったということは考えにくい。母が筑紫で亡くなったとき、天智は現地にあった寺で仮の弔いをしたということの方がはるかに現実的である。そして、その寺が太宰府にあった大寺観世音寺だったという可能性が高い。元明天皇にとって天智王は父で斉明王は祖母に当たる。だから、「元明紀」の記事は祖母のために法要を行なった父天智王の孝心を語るもので、伝承がいつしか観世音寺を発願したという話に変化したのではないだろうか。その話に観世音寺の名が出るのは、むしろ、すでに存在していた観世音寺で仮の弔いが行なわれたからだとした方が道理にかなっている。

言い忘れていけないことは、大化元年の三番目の詔が「僧と寺」に関するものだったことである。寺院建設は詔で命じるほど重要な案件だったのである。「京師を修めよ」の詔と密接に関連していたに違いない。そして図Ⅷ.2が、その寺院が観世音寺だったことを教える。実際、条坊図Ⅷ.2を作成した井上信正の論考⁽⁵⁶⁾が、観世音寺が条坊建設と同じころ建てられたと、論じている。この論考を一步進めて、本書は、太宰府の条坊と観世音寺が「孝徳紀」が引用する「改新の詔」の発せられた大化年間に建設された、と提案する。

次章Ⅸで述べるが、太宰府の観世音寺に戒壇院があったことを無視してはいけない。僧籍を認定する戒壇院は仏教を受容した国家にとって必要な機関である。太宰府の戒壇院が東大寺建立よりも前から存在していたことは、鑑真和尚が九州に上陸して太宰府で戒律を与えたという記録によって証言されている。その証言は、観世音寺が、天智王の発願によって元明天皇の時代に建てられたのではなく、ずっと前に国家の寺院として建立されたことを裏づけてもいる。

こうして、『日本書紀』は古代史上重要な筑紫太宰府のいわれを記述しないけれども、それは奈良盆地の王が建設したのでないことを暗示

しているように、観世音寺についても、斉明王たちが筑紫に行ったときには太宰府政庁とセットで京師の中心的建造物としてすでにあった、と本書は考える。ちなみに、太宰府はのちの奈良の人々に「遠^{みかど}の朝廷」と呼ばれたが、奈良盆地の王権が「朝廷」と呼ばれるような由々しい名の機関を地元である奈良盆地から遠い地に設置したと考えるのは大義名分上おかしい。以前から天子と名乗る王の都に太宰府が存在していて「朝廷」と呼ばれていたので、奈良の王家には愉快ではないが、習慣的に使われていたその言葉が残った、と考える方が合理的である。

つけ加えれば、統一新羅はその領土を九州に分けた。古代中国の天子がその版図を九つに分けて天下を九州と呼んだ古例を模範としたのである。日本列島にある九州という地域名も単に国が九つあることからそのように呼ばれるようになったとするのは誤りだろう。倭国の天子が直轄領と言える領域を九州と呼ぶために、九州島を九つの国に分けた（筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後への分割）と理解する方が真実だろう。国司などのことばの出る詔（国評制）が発せられたころ、後代まで使われるようになる国名が名づけられた、と推定できる。

この節では、できるなら「改新の詔」を全般的に考察したかったけれどもできなかった。それは、『日本書紀』の記述が錯綜していて、ある部分がいつどこでの出来事か主体はだれかが疑われ、よほど綿密な分析を行なうのでなければ真実に近い結論を得ることができないからである。だからこの節では、『日本書紀』をそれ以外の史料と対比して、合理的な帰結を見つけることができる問題を考察した。また、『日本書紀』の記述を検証できるような物的な状況証拠を挙げて、日本列島で「京師」と呼べるような場所を探した。その議論は、600年代後半まで太宰府を首都とする倭国があり、その王たちは、『隋書』が書くように天子として首都や制度を整えていった、という結論に導いた。この観点から見れば、孝徳紀が記述する640年代の一連の詔を、701年からの律

令国家への前段階として整合的に理解することができる。

iv. 王朝交代の具体的過程の追跡

G：斉明王とその家族はなぜ筑紫に行ったのか

660年七月、渡海して攻めよせた唐軍が百済の王都泗沘を陥落させ、逃げた王も捕らえられて百済は滅んだ。翌年斉明王は筑紫に行ったが、百済の再興を援けるためだと言われている。『日本書紀』がそのように書き、タイミングが符合するからである。しかし、百済の再興を援けようとしたのが筑紫にあった倭国だとしたら、この通説は疑問である。『日本書紀』を慎重に点検してみよう。

「斉明紀」は、660年九月の条に百済の敗北の知らせと、十月に百済の臣福信が再興を期して使者を送って援助と王子豊璋の帰国を願ったと記す。続いて、斉明王が十二月二十四日難波に行幸し軍器をそろえ、翌年661年正月六日船路についた、と書く。ところが、途中で王太子なかのおおえ中大兄の弟大海人王子おおあまの妃(中大兄の娘)が女の子を産み、伊予の熱田津に泊まったことが書かれ、博多湾の那の津に着いたのは三月二十五日である。軍器をそろえあわただしく九州に向かったにしてはのんびりした旅である。船で向かったのだから急げばもっと早く着けたはずだ。その上、福信が使いを派遣し王子豊璋を迎えたいという信書をもたらしたのは実は四月と書かれてちぐはぐである。船旅には、大海人の複数の夫人たちがいっしょで(663年に那の津で大海人に男の子も生まれた)、中大兄の夫人もいたと想像される。ぬかたのおおきみ額田王の熱田津で詠んだ旅行気分にあふれた歌から戦争を想起することはむずかしい。斉明王の家族そろっての旅行のように見えるこの筑紫行きは何だったのだろうか。

仮に、『日本書紀』が主張するように奈良盆地の王が倭国を支配していたとしてみよう。すると、上の出来事の時間経過はずいぶん奇妙なものになる。倭国は659年遣唐使を派遣した。唐との外交関係を続ける

つもりだったのである。ところが、使節のなかにいた伊吉博徳の書いた文書によれば、百濟攻撃を準備中の唐は、倭国の使節から百濟攻撃の情報が漏れることを恐れて使節たちをしばらく抑留した。唐政府は、大軍を送るために船を集め軍隊を動員するのに相当の月日をかけて準備したと考えられる。それに対する『日本書紀』は、齊明王の筑紫行きはすぐに実行され、軍器の調達も簡単に済んだような書きぶりである。

唐帝国は東アジアの覇権国である。唐に対してどのような行動をとるかは、一国の興亡にかかわるような重大事である。倭国は百濟とわりあい友好的な関係にあり長く倭国に人質として滞在した王子豊璋との人的つながりが百濟に肩入れする要因になったとしても、唐と戦争になるような方針を決定するには時間のかかる慎重な審議が必要だったはずである。『日本書紀』が審議を経たとも書かずに齊明王が早々と筑紫に行ったとするのは、政治・軍事上の一大事に対する倭国の天子の行動とは思えない。三月に那の津に着いたあと四月に豊璋を迎えたいと使者が来たというのも奇妙なことだ。唐に対する方針が決まらないまでも百濟再興の旗頭となる王子豊璋を送り出すのなら、齊明王が倭国の天子だとすれば、先に豊璋を帰国させて、天子は動かさず、それよりもあとに十分な準備を整えて軍隊を派遣するのが現実的な行動である。

帰国して唐軍に対する反撃を始めなければならない豊璋は倭国の王都にいたはずだが、齊明王といっしょに出かけ、熱田津で温泉につかるなどして二か月以上かけて那の津に着いたとでも言うのだろうか。

巻 27 天智紀になると、記述は少し改まる。661年七月齊明王が亡くなったが、この月天智は母の遺体といっしょに博多湾岸に移動していた。唐軍が高麗攻撃に転進した情報が入ったのか、天智はやっと朝鮮半島派兵の軍政を聴いたとされている(?)。八月、先遣隊と兵・兵糧を送ることにしたとあるが、九月に豊璋に冠を授けたとあるから、まだ派兵していないのだ。そのあとの行には高麗の情勢と対応策を講じたこ

とが記されている。ところが実際には、662年五月に大將軍が軍船170艘を率いて豊璋を百済へ送り福信と合流させたと記述する。唐軍との決戦が白村江で行なわれたのは翌年663年八月である。こちらの事態の推移の方が真実らしい。この進展を見れば、661年旧暦正月早々に斉明王が出発したとすることのちぐはぐさがいよいよ明らかになる。

王朝を倒された福信たちが唐軍と戦うためには百済の残兵を集める必要がある。倭国は、豊璋をとにかく帰国させて福信たちに合流させるとすれば、豊璋を一人で帰すわけにはいかない。ある程度の船を用意し福信と合流させるために護衛の兵をつける必要がある。その前に、福信たちの結集した旧百済軍の規模とその戦いぶりを見極めなければならない。まったく見込みがないのに豊璋を送り出すのは無謀である。実際の推移を見極めながら対応する必要がある。結果を見ても唐帝国に敵対するのは明らかに危険だったが、のめりこんでいくうちにいくらか戦機が見えたと思って大きな戦いをするようになったのだろう。『日本書紀』に読みとれる時間経過はそういう常識的な理解にかなっている。

こうして、現実の政治と軍事のあり方を冷静に考えてみれば、まだ具体的行動が起こされていないときに早々と奈良盆地を発って、女性の斉明王が軍事のために筑紫に向かったとするのは理解しがたい。『日本書紀』の記述は矛盾を露呈しているのである。

660年に倒された旧百済の残兵に味方して唐と新羅の軍と戦った倭国は奈良盆地の王権ではないという見方に立てば、上に述べた一般的な考察が適合して、前後の経過に対して平明な理解が開ける。元号白雉への改元のところに出る豊璋は倭国の首都太宰府にいて改元の議論に加わり発言したのだし、百済の敗北もそこで聞いたのである。倭国は、豊璋の送り出しと百済再興のための軍事援助を『日本書紀』に記されるような段階を踏んで進めて、663年の決戦に至った、と合理的に理解できる（筑紫での出来事を『日本書紀』は主体者のように書いている）。

すると、朝鮮半島での戦争と斉明王とその家族たちの筑紫行きは、直接の関係をもたないと判断すべきである。もちろん、大きな戦争だから、筑紫より以東の倭国に附属する諸国にも動員の声がかかり、審議の段階で奈良盆地からも人が行くのは自然である（663年に那の津～大津で大津王子が生まれたとされる大海人の長期滞在が該当しそうだ）。

だとしても、軍事にかかわる問題に対処するために、なぜ女性である斉明王が自ら出向かなければならなかったのだろうか、実際に筑紫に着いてまもなく亡くなるような高齢な人が。ほとんど実権を代行していたと考えられる王太子中大兄が代表して行けば十分ではないか。それなのに、どうして中大兄の弟の大海人王子とその夫人たち（や額田王）まで加わって物見遊山のように出かけたのだろうか（中大兄も夫人を同伴した可能性が高い）。『日本書紀』の主張するように斉明王が倭国の天子だったとすれば、天子と息子たちが都を空けたことになる。中国のすでに確立した帝国で、皇帝と息子たち（帝位継承候補者）がいつしよに都を遠く離れるようなことはありえない。中国の政治規範をとり入れた倭国でそのようなことをしただろうか。このことだけでも、斉明王が倭国の天子でなかったことを明かしている。そうすると、奈良盆地の王の家族総出で筑紫まで赴いた主要な目的はなんだったのだろうか。

この問いに対する有望な答えを本書は提出することができる。本章第ii節 B 項で示したように、35代皇極王=37代斉明王から、王名が「天」という姓で始まるようになった。『日本書紀』はそのことを明示して語らないけれども、表cの35代皇極王から41代文武王まで連続する王名は、それ以前の王名との格差をはっきり示している。「天」姓は、『隋書』が書く倭国の天子の姓名「あめ・たりしひこ」に対応する。つまり、この時代に奈良盆地の王家の王たちが倭国の天子と同姓になって、天子の一族と認定されたと考えることができる。そのような認定を得るのに、斉明王とその家族が倭国に赴いて天子に面会するよりも

勝る儀礼はないだろう。本書は、このとき斉明王が倭国の王家から「天」姓を授かった、それによって奈良盆地の王統は倭国王の一族に連なることになった、という仮説を提案しよう。

斉明王たちが筑紫に出かけた時期と百濟滅亡が同時期だったのは、偶然と考えた方がよい。上で論じたように、661年早々に斉明王たちが百濟救援のために出かけたとする『日本書紀』の記述は、常識的に考えて成立しがたいのである。

表cを見ると、37代斉明王の同母弟36代孝徳王も天姓の王名になっているが、それは、その前の35代皇極王が斉明王と同一人物だからだろう。そのあいだの孝徳王にも天姓をつけることが許されたと考えてよい。たとえば、曹操が魏王になったとき父母にも王の父母という称号が許されたから、倭国でも同様の扱いができただろう。

この第iv節Gで提案するこの仮説は、奈良盆地の王家がその地位を上昇させた時期を明らかにし、以下で見るように、倭国からのちの日本国への王朝の交代を理解しやすくする。

H：天智王は魏王になった曹操と同じ地位に登った

前著⁽⁵²⁾では、奈良盆地の王家がその地位を画期的に上昇させたメルクマールを、天智王の漏刻ろうこくの設置に認めた。しかし、そこで天智王を天皇と呼んだのは、『日本書紀』の読みこみが足りなかったせいのみみ足であった。ここまでに構築した仮説理論は、天智紀のもう少し緻密な検討を要求する。

斉明紀は、斉明王の死亡から「もがり」までの経過を次のように記す。
——七年七月二十四日に斉明王が亡くなると、八月一日に王太子中大兄が斉明の喪を居ゐまつりて太宰府南の朝倉から博多湾近くに移動する。十月七日に海に就ゆき、中大兄は一所に泊まり哀慕して歌を詠んだ。十月

二十三日に難波に着いて、十一月七日～九日に飛鳥川原で「もがり」をした^(*)——と。

(*) 死亡から船が出発するまでに日にちがかかっているが、先ほど考えたように、太宰府の観世音寺で仮の葬儀を営んだというのがありそうなことである。斉明王の遺体は 17 日で博多湾から大阪湾に着いている。二か月以上かかった行きの船旅がのんびりしたものだったことが確認できる。

天智紀は、斉明王が亡くなると、王太子が「素服称制」したと書く。「素服」は染めてない白地の喪服である。天智が白い喪服を着たのは、中国の習慣が日本列島でもとり入れられていたことを示す。古代中国では父母の喪は原則として 3 年間である（後世、陶淵明も母の喪のあいだ役所を一年ぐらい休職した）。母の遺体のそばで夜を明かして歌を詠んだ天智の哀悼の情はほんとうだろう。その気持ちが強ければ即位の儀式は先延ばしされたと考えてよい。しかし、中大兄は孝徳王のときから王太子で、異母兄の古市大兄はすでに殺されていて、斉明王の二人の男子の長子であり、王位を争う対立者はいない。だから、母王が亡くなれば当然王権の執行者である。ここで「称制（王位継承者がいるのに代行者が王権を執行する体制）」という言葉を使用するのは当たらない。『日本書紀』が「素服称制し七年目に即位した」と書くのは、あとで論じるように、作意を含んでいると考えることができる。

天智紀では、豊璋に冠を授けたとしたあと、662 年五月に豊璋を百済に送った、663 年三月に新羅に兵を 2 万 7 千人送ったなどという文が続く。「豊璋に冠を授けた」という最初の文が、命令者が天智であるかのような役目を果たすのである。しかし、最初の文以外に“皇太子”という文字は現われず、天智の所在は明確ではない。船で母の遺体に寄り添い夜を明かして歌まで詠んだことや、古代人の喪中の心情と中国流の服喪の習慣からしても、飛鳥川原で古来の葬送「もがり」をしたとき、母斉明王の嗣子である天智がその場にいなかったというのは考えにく

い。天智は 661 年のうちに奈良盆地に帰還していたと考えてよいだろう。倭国の天子は太宰府にいたとする本書の見方からすれば、それが自然である。そして、主語のない朝鮮半島関連の文は倭国の政府のしたこと、派兵などの命令を出したのは倭国王ということになる。

『日本書紀』「天智紀」では、天智二年(663年)は、百済の反抗勢力に対する新羅の攻勢や倭の派兵など情勢の推移を語ったあと、白村江の戦いを短く記述して、百済兵を含む敗兵の倭への帰還で終わる。段落が改まって翌天智三年二月の記述は、天智王が弟の大海人に命じて冠位を 26 階に増したとして冠位の名をつらねていく。白村江の敗北は天智王にとって大したことではなかったかのような語り方である。どこかおかしい。唐と新羅と戦ったのが奈良盆地の王権ではなく宗主国倭国だったとした場合にだけ、この書きぶりを理解することができる。

三月の次の五月には、先に触れた「百済の鎮將劉仁願、朝散大夫郭務^{たてまつ} 悰らを遣して表函と献物を奉る」という文章がくる。百済占領軍の司令官が白村江で敗北した倭国に使者を送ってきたのである。『日本書紀』は外国に対して尊大な書き方をするが、その中でもこの文は際立っている。奈良盆地の王権が敗北した側の主体だったら、こんな書き方ができただろうか。文箱には戦勝国からの戦後処理についての要求書があったはずで、倭国にとって戦々恐々として読まなければならない文である(664年、対馬・壹岐・筑紫の国に防^{さきもり}と烽火を置き、665年には長門に城を築き、太宰府の北と南の大城山と基山にも城を築いたとしている。しかし先に論じたように、あとの二つの山城は以前から存在していた可能性が高い)。665年九月二十日にまた唐軍からの使者が来た。今度は総勢 254 人である。軍隊だったはずだ。対馬を経て筑紫に至り、表函と献物を奉ったと書く。使者と軍隊は筑紫を目指して来たのである。これらの記述は、百済占領軍と太宰府に都を置く倭国との戦後処理についての折衝を表現したものだと考えるのが順当である。奈良盆地の王権は文箱の中身

に関知せず、『日本書紀』はその内容を記すことができなかつたと考えてよい。

667年に天智王が王宮を近江に遷して以後を記述する途中にも、百済占領軍からの使者が来たことが記述されている。高麗を滅ぼした翌年の669年には郭務悰ら二千余人が来たと言われているが、671年の記事との重複かもしれない。671年には、白村江の戦いで倭国側の捕虜が送り返された。大部隊による示威をもって最終通告がなされたのだろう。宗主国倭国と倭国に附属する諸国の心理的打撃は大きかつたにちがいない。唐の朝鮮半島方面軍は、朝鮮半島での戦争をしめくり、倭国に対しても戦後処理を完了させたのだと考えられる。その大部隊は倭国の首都近くに進駐するのでなければ示威にならない。『日本書紀』は大阪湾まで来たというようなことを書かない。対応が近江宮で行なわれたような記述もない。「天武紀 上」が種明かしをして、まだ壬申の乱の起きる前で近江宮が機能していた時期、671年十二月の天智王の死去を翌年三月に筑紫にいた郭務悰らに知らせた、そして、郭務悰らに贈り物をして彼らが帰って行ったのは五月、と書く。ここで確認できることは、戦後処理を完了させるために来た郭務悰らはずっと筑紫にいたということである。交渉相手ではない天智王の死を知る由もなかつた、と言うべきだろう。

665年の使者と軍勢も671年の使者と大部隊も、戦後処理という重要任務を帯びて来たのである。折衝は倭国の主権者のいる首都で行なうのが当然だろう。608年の隋使裴清はいせいも632年の唐使高表仁も瀬戸内海を通して奈良盆地に行ったのだとしたら、戦後処理の交渉のための使者郭務悰も当然天智王のいる所へ行って談判したはずだろう。そうしなかつたということは、唐の対戦国が筑紫に首都のあつた倭国だつたことを明かしているのである。

660年代唐が朝鮮半島支配にのりだして、東アジアは大きく揺さぶられた。三国が鼎立していた朝鮮半島は、結局、新羅が統一することになった。対岸の倭国もこの争乱に巻きこまれ、唐と大きな戦争をして敗北した。倭国が手ひどい打撃を受けなかったはずがない。倭国は後漢から金印を授かって以来の長い歴史に支えられた権威を保っていたのだが、その伝統の権威は失墜しただろう。倭国を宗主国と認めてきた筑紫よりも以東の諸国を従属させる力が弱まるきっかけになった、と推測することができる。

斉明王のとき奈良盆地の王統が「天」姓を認められて倭国王の一族に加えられたと推定したが、壬申の乱の記述から見ても、奈良盆地の王権が支配もしくは影響力をもつ領域は、現代の近畿地方に伊勢湾の対岸地域・美濃・継体王の出身地とされる北陸を含めて大きかったと考えられる。宗主国である倭国はこの領域を倭国の東の分国のように見せて、そのほかの諸国に対する抑えとする意図を抱いたのだろう。実際には、奈良盆地の王権の実力が倭国の直轄領である九州島にかなり近づいていたのではないだろうか。

663年の白村江の戦いの敗北によって、宗主国倭国が敗北の痛手を負って権威が弱まると、奈良盆地の勢力の強大さが明らかになり、倭国と奈良盆地のパワー・バランスは拮抗する方向へ動き出した、と推定できる。日本列島の政治情勢は流動的になっただろう。弱体化した倭国王の政府ができることは、一族の国と認定した奈良盆地の天智王を倭国の協力者としてつなぎとめることだった、とわたしは推測する。

『日本書紀』からこの推移を読みとるのは容易でないが、「天智紀」には時代を画する出来事が書かれている。667年三月、天智王は王の宮を近江に遷す。七年正月(668年)に即位したと書かれるが、或る本にいわく「六年三月即位」と註がほどこされているから、そちらが本当だったのだろう。「七年春正月即位」とするのは、新しい年の正月に即位の

儀式が行なわれ、次に見るように、それまでとは異なる統治体制が始まったことを意味するだろう。

それまで長いあいだ先代たちの王の宮は奈良盆地の南東部を転々としていたのに、天智王は本拠地を囲む山々を越えた近江の琵琶湖畔大津に移した。これは、前の段落で推測した政治状況を反映しているだろう。わたしは織豊政権と呼ばれる時代を連想する。将軍足利義昭を追放して列島中央部で覇権を確立した織田信長は安土城を築城し、1975年右近衛大将（足利義昭の官職左近衛中将よりも上位）に任ぜられた翌年安土城に移った。右近衛大将は「上様」と呼ばれ、「公儀」と言える公権力をもつ地位である。限定的だが政権と呼ぶことのできる権力を手にした織田信長は、近畿地方・不破の関の東方・北陸をにらんで水運の便利な安土に拠点を置いたのである。天智王も、宇治川・淀川につながる大津に宮を置いて同様な構想を抱いたのではないだろうか。

第ii節で予習した中国の王朝交代規範からすると、以下に論じるように、天智は特別の地位に登ったと判定することができる。七年春正月に即位の儀式を行なって就いた地位はそれまでの奈良盆地の王たちとは異なる、とわたしは推定する。先に注意したように、『日本書紀』は、亡くなった母斉明王を継いだ天智王は素服称制し七年目に即位した、と書く。しかし、すでに王太子だった中大兄が母の服喪が終わっても素服を着て6年間も公式に王位に就かないというのはおかしい。素服称制ということばは当てはまらない。七年春正月の「即位」は特別のことだった、つまり、その地位がそれまでと異なる特別の地位だったことを示唆するだろう。

事実、同年668年七月の条に「時の人曰^いう、“天皇”、天命將及乎」という決定的な語句が記されている。岩波書店の『日本書紀下』⁽⁵⁴⁾は、ここの註に「天命」とは「中国で王朝交代の意」と書いているのに、「天皇、みいのちおわりなむとするか」と読んでいる。これは、註釈者たち

が「古来奈良盆地の王が倭国＝日本国の王である」という思考枠に閉じこめられていて、ことばを正確に解釈できなかったからである。「命がおわろうとする」という読みは、天智の王名「天命開別」を「あめ・みことひらかすわけ」と読む『日本書紀』の指示と明らかに対立する。

「あめ・みことひらかすわけ」は、天が王者に地上の支配を命じるという意味を体現して、その天命を開始しようとするというような意味を表現しているのだ。その天命を寿命のように解釈するのは誤りである。

漢文「時人曰、天皇、天命將及乎」は、平明に「時の人々が天命將に及ぼんとするかと言った」と読むべきである。そして、「將に～せんとす」はまだそのことが完了していないことを意味する。すなわち、天下を支配せよという天命に近づいたけれども、まだその地位に昇っていないのである。天智王を天皇と呼んでいるのは『日本書紀』の文飾で、まだ天皇ではないのである。前著⁽⁵²⁾で天智を天皇と呼んだのは早計だった。しかし、時代を画するような近江大津への王宮の移転は、第ii節で見た曹操が213年に魏公になったとき宮殿(金虎台)を建てたことに相当する。「天智紀」は、十年(671年)正月、大友王子を太政大臣にし、左右の大臣も任命して、大赦を行なったと書く。さらに夏四月には、「漏刻を新台に置く。始めて候時を打ち鍾鼓とどろかを動す。始めて漏刻を用いる」と書く。これらは、曹操が214年に宮殿に鐘虚とどろかの設置を許されたことや215年に国相を任命する権限を得たことに相当する(曹操の魏国が一つの自立した国家の形体を獲得したのである)。だが、「漏刻を置いて使用し始めた」ことは、むしろ、王莽が「仮皇帝」としてふるまう立場になって初始元年と改元したとき、「漏刻、百二十を以つて度と為し、天命に応じ…」と上奏して裁可された出来事によく対応する。將に天命に及ぼうとする地位に就いたと考えることができる。日本列島の状況に当てはめれば、天智王は倭国の天子に準じる地位に就いた、と考えてよいのである。この捉え方は、『続日本紀』が記す元明天皇の即位の詔に「近江大津宮御宇大倭根子天皇(天智)が、天地と共に長く、日月と

共に遠く、不改常典として立て賜^{たま}い敷き賜うた法」と格別に天智王の権威を称揚したことによって裏づけられる。天智王は奈良盆地の王統のなかで初めて公的に認められた高い地位に就き、その地位を継承した王と天皇は権威の正統性の古さをそこに置いたのである。この段階で、天智は、宗主国倭国の支配する列島で天子公認の東の“分国”を支配する「王」になった、と推定することができる。

漏刻のことを補足しておこう。仮皇帝になった王莽が漏刻の刻み方を変更したことで明らかなように、漏刻は、皇帝(天子)が天下と時間を支配することを表示する機器である。前著⁽¹⁾で、琉球王国の首里城入り口の門は漏刻門と呼ばれ、その外に漏刻が設置されていたことを指摘した。琉球王は、その国土と時間を支配する王がそこにいることを明示するために王城に漏刻を設置したのだ。首里城には「日影台」と呼ばれる日時計も置かれていたという。それは古代の中国で漏刻に加えて日時計も置かれていたこととよく符合する。天智紀が新しい王都に漏刻を設置し用い始めたことと記すのは、天智王がその支配領域を天子のように統治することになったことを示しているのである。現代の日本では、天智王が漏刻を初めて用いた日を太陽暦で「時の記念日」としているが、ここまでの議論が教えるように、それが日本列島で漏刻が用いられた最初だとするは疑わしい。

『続日本紀』には、774年、「太宰府に漏刻があるが、陸奥の国にも漏刻を設置したい」という要望があって、新しく版図に入った陸奥国にも漏刻が設置されたことが記されている。しかし、『日本書紀』も『続日本紀』も、太宰府にあった漏刻がいつ設置されたかを語らない、都督府あるいは大宰府や観世音寺そして条坊などがいつ建設されたかを語らないのと同様に。けれども、ここまでの論述が示すように、太宰府に倭国の天子がいて、のちに京師を整備したとすれば、その中国流のやり方からして早い時期に漏刻も設置されたと推定できる。天智王は、倭国

の天子のお膝元太宰府に準じる形で漏刻を置くことを許された、と考えるべきだ。

I：天武王の王権継承と伊勢斎宮の建設

われわれは、『日本書紀』の記述のなかに王朝交代の痕跡を見出そうとしているのであるが、この作業は容易ではない。天智紀はいったん措いて、こんどは次の天武・持統王の時代を考察しよう。

天智王が亡くなると、翌 672 年、王弟の大海人王子^{おおあま}が天智王の子の大友王子^{おうみ}の近江大津の政権と王権を争う戦争を始めた。大海人王子が勝利して王位に就任、諡号^{しごう}が天武王である。その内乱を記述する「天武紀 上」を読むと、当時としては大きな戦争だったことが分かる。その年の正月大友王子が太政大臣になったと書かれているから、『日本書紀』が書くように以前大海人王子が王太子だったとしても、天智王は王権を息子の大友王子に譲ることにしたと思われる（大友王子が王位に就いたかもしれないが、それは『日本書紀』には書かれない。天武王は、のちの明の永楽帝がしたのと同じことをしたと思われる。大友王子が王位についていたとされたのは明治になってからである）。だが、その内乱のことは措いておこう。ただ、改めてよく考えるべきことは、この戦争が干支^{えと}を用いて壬申^{じんしん}の乱と呼ばれていることである。後世の戦争が年号で呼ばれることと対比すれば、この時代の近江政権は元号を制定する権限をもたずそこに年号がなかったからだと理解できる。天智王は漏刻を設置するほど地位を高めたけれども、元号を制定する権限をもたなかった、と考えなければならない。『続日本紀』で元明天皇の即位の詔が高らかに称揚する天智王の「不改常典の法」を割り引いて理解しなければならない。

天武王は近江政権を継承した。王都は近江大津から奈良盆地飛鳥に戻されたけれども、天武王は天智王の獲得した権限を継承したのである。けれども『日本書紀』は、王位についた天武が元号を制定したとい

うようなことを書かない、戦争の勝利によって得た王位ならば、その就任を新しい年号で飾るのが東アジアの通則だったのに。持統王になっても年号のことは触れられない。やはり、この王権には元号を制定する権限がなかったのだ。すでに論じたように、天武王の死亡した年を朱鳥元年とするのは宗主国倭国で通用した年号で年次を明らかにする方便だったのである。

『日本書紀』「天武紀 下」は、「壇場^{たかみくら}を設けて飛鳥浄御原宮で即位した」と始まる。土でもった壇を設けてその壇上に昇るのは、第ii節で見たように、中国で天子の位に昇る儀式で行なわれた。しかし、準王権を獲得した天智王のときにも「壇場」を設けたというような記述はないから、『日本書紀』が天武王にこの語句を使ったのは文飾である可能性が高い。天武王は天智王に与えられたのと同じ地位と権限を継承した、と考えるべきである。次の持統紀にも壇場という語句はなく、文武王が持統王から王位を継承した時点でも書かれていないから同様だろう。文武天皇から天皇位を継承した元明天皇の即位についても、『続日本紀』は壇場ということばを出さないから、日本では中国の慣例を用いなかったと考えられる。

天武王が実施した制度的に重要なことは、のちの皇大神宮につながる祖先神の神殿を建造したらしいことだ。その端緒が「天武紀」に現われる。天武二年四月娘の^{おおくひめみこ}大来王女を^{さいくう}齋宮として泊瀬(奈良盆地)から伊勢に派遣したという記述である。翌年三月(674年)に「大来王女を伊勢神宮に向かわせた」と書く重複する記述がある。伊勢に神殿を建築する計画が始まったということだろう。天智王のときには、そのような神殿が建造されたとする記事はない。文武天皇からの律令国家は、太政官と神祇官を二つの柱とする祭政一致の体制を基本としたが、皇大神宮が神社の頂点に立つ神殿となる。天武王による伊勢齋宮(伊勢神宮?)の建設はその方向へ踏み出す重要な一歩だった、と考えられる。

伊勢齋宮は三輪山のほぼ真東にありこの東西線上に多くの神社があることに気づいて、「太陽の道」ということばを最初に使ったのは小川光三⁽²⁾である。水谷慶一の著書⁽³⁾がそれをさらに調べた。三輪山—伊勢齋宮—伊良子水道にある神島を通る東西線上のたくさんの神社は、たしかに太陽崇拝があったことを示唆している。このアイデアから、本書が第Ⅰ章で整頓した「太陽の道」という概念は生まれた。しかし、本書の概念規定からすると、伊勢齋宮を通る東西線の尊重は、小川の言うように崇神王のころに生じたのではなく、天武紀の記す王女を齋宮として伊勢に派遣したころに始まった、と考えるべきである。実際に伊勢齋宮のあった場所の発掘調査によって、天武王のころ齋宮の建物の建設が行なわれたことが明らかになった。この東西線は、水谷⁽³⁾が実地追試を行なって示そうとしたように、おそらく三輪山から測量しながら真東に進んで、伊勢齋宮の場所にたどり着いたものと考えられる。

本書は、第Ⅰ・Ⅴ・Ⅵ章で論じたように、弥生時代の九州で初めて東西線「太陽の道」を崇拝することが始まり、古墳時代に規模の大きな測量を行なって太宰府を通る大きなスケールの「太陽の道」が制定された、と考える。後世の天武王は、九州にあった倭国の「太陽の道」に倣って、奈良盆地の王権のための「太陽の道」をその支配領域に設定しようとした、と見るのが順当である。その第一歩が、王家の未婚の女性が太陽神のための祭祀を行なう神殿伊勢齋宮の場所の決定だったと思われる。測量の行なわれた場所に建てられた多くの社と齋宮の建設が、小川の考えたように、伊勢齋宮を通る東西線を太陽崇拝の象徴としたのだろう。ところが、次章Ⅸの図Ⅸ.1で示すように、三輪山—伊勢齋宮—神島を通る太陽の道は、実際には最終的なものとして定着しなかった。現代まで残る伊勢神宮は天武王のとき創建されたのではない。天武王がその近畿地方に設定することをめざした新規の「太陽の道」は、倭国の伝統ある「太陽の道」ほどのものではなく、自立した王朝を開始する意図

を表現しようとしたものだった。

この議論で重要なのは、三輪山または巻向山の神は、『記・紀』神話に登場する高天原の神ではないことである。また、三輪山—伊勢齋宮—神島を通る東西線上には、王都も王墓も高天原の神を祀る神殿もなかった。この東西線を、第I章で規定した九州や琉球や新羅の「太陽の道」と同じとすることはできない。したがって、天武王のときにはまだ奈良盆地の王権のための太陽の道は制定されていなかった、と見なすべきである。太陽信仰を象徴する宇佐宮や宗像大社のような国家の神殿もまだなかった、そして領域国家にふさわしい格式ある王家の宗廟もまだなかったのである。つまり、倭国の天子に匹敵する王家ではなかった、ということである。

天武王が686年に亡くなると、王后だった「うののさらら=持統」が権力を掌握した。こんども一人王位継承候補者の王子が殺されたが、持統が王権を執行する称制の下でそれは行なわれた。王太子になったのは天武と持統の子の草壁王子である。ところがその王太子が亡くなったので、690年、正式に即位して持統王となって天智→天武の王権を継承した。同年中に天武王が構想していた王都の建設を始め、694年にその新益京(藤原京)に遷都した。藤原京は、奈良盆地で初めて建設された本格的な都で条坊に区画されていく。遷都に四年かかっていることに注意すれば、孝徳紀に書かれていた条坊をもつ都の記事の信頼度が露呈する。天智王の近江京も条坊をもっていなかったようだから、藤原京は奈良盆地の王統が初めて建設した本格的な王都だったのである。

40年以上も前の「大化二年の改新の詔」にある「京師を修めよ」が奈良盆地で発せられたものでないことが判る。そして、事実「京師を修めよ」という詔が出され実行されたとするなら、太宰府に現実にあった条坊がそのときのものだとするのが最も合理的な理解なのである。700年代に入っても藤原京は建設途上だった。しかも、藤原京で701年に

文武天皇が元号を制定したあとの707年には平城京の計画がもちあがった。こういうタイミングのなかで、奈良盆地の王権が遠い太宰府に大きな都城を建設する計画を立てるだろうか。藤原京造営のあとに間を置かず太宰府の条坊を建設したとする通説は財政上からも必要性の上からもおかしい。先に考えたように、太宰府の条坊はもっと以前に倭国で建設されたと考えるべきなのだ。

藤原京は奈良盆地の王権の威勢を高めたことだろう。持統紀を読めば、列島の政治情勢が変わりつつあり、奈良盆地の政権の力が筑紫の倭国に勝るかのように書かれている。曲折があったけれども天智・天武と果敢な王が二代続いたあと、政権の統治は成功しつつあったのだろう。600年代末には、筑紫以東の諸国は宗主国倭国を軽んじるようになって、パワー・バランスは天智・天武・持統王と続く王権の側に傾いていた、と考えることができる。

v. 倭国が670年に国号を日本国に変更した

天智王が魏王に昇格した曹操のように“天子の国に準じる国の王”を承認されたのだとすると、曹操の王国「魏」のように、その国に国号があっただろうか。国号としてどのようなものがありえるか考えてみよう。『日本書紀』の668年の記事で、高安城に対して現在の奈良県を表わすのに「倭国」という文字が使われているが、中国と外交関係を結ぶ倭国の正式な国号が「倭」なのだから、天智王の支配する地方政権の国が倭を国号とすることはできない。

それでは、「日本」という国号はどうだろうか。ところが先に検証したように、天智の時代には「日本」という文字使用はなかったと考えられるから、それが天智の王国の国号ということもありえない。天智王の王国には、たとえば「やまと」のような通用する呼び名があったはずだが、「倭」や「日本」のような国号と考えるべきではないだろう。

国号の問題についてさらに踏みこんでみよう。『旧唐書』「列伝 東夷」中に日本という文字は目次を除けば 5 つしかないが、それはみな日本国の項に出る（もう一つ、「本紀第六 則天皇后」に日本国の名が出る。それ以前の高祖から高宗までの本紀に日本という文字は出ない）。倭という文字は目次を除けば 10 回出るが、倭国の項で 2 度、日本国の項で 3 度、百済の項に 5 度（4 度は倭国）である。あとは、「本記第四 高宗上」に 654 年の倭国からの方物献上が記され、「列伝第三十四」のうち百済を倒した將軍劉仁軌の伝記に倭の文字が出るのが 5 度（2 度は倭国）である。百済の項と劉仁軌の伝記に出る倭は、唐と百済の戦争に倭国が百済の援軍として参戦したことを記すところと、あと一つは、665 年高宗が泰山で封禪の儀式を行なったときに、劉仁軌が「新羅・百済・耽羅・倭の四国の酋長を連れて行った」という記事である。『旧唐書』に出る倭は、倭国という文字形でも現われることが示すように、国家としての倭国という認識を背後にもつのである。

朝鮮半島の史料『三国史記』を見ると、「新羅本紀 第六 文武王 上」に、倭国が 3 度、日本が 1 度出て、「新羅本紀 第七 文武王 下」には、倭国が 3 度出る。後者で、2 度の倭国は白村江の戦いのところで、もう一つは総章元年の条の「唐が船を修理し、外 倭国を征伐するに託し、その実は新羅を討たんと欲す」という記述である。新羅の用いていた唐の年号で総章元年は 668 年、『日本書紀』で天智王が即位したと記す年に当たる。少なくともこの年まで、新羅は、白村江の戦いを戦った相手国を古くからの倭国と同じ国と認識しているのである。この「新羅本紀 第七 文武王 下」に日本ということばは出ない。

ところが、「新羅本紀 第六」の十年（670 年）十二月の条に、倭国と日本との関連について次のような見逃せない記事が出現する。

——倭国、^{あらた}更めて日本と号す。自ら云う、日出ずる所に近し、以って名と為す——と。

この記事は重大な問題を提起している。上の年次が正確だとすると、668年九月高麗が減ぶと新羅も唐に併合されることを恐れたのだが、そのとき日本列島の国は倭国だったということ、そして670年にその倭が日本という国号に変更したことを知ったということである。『旧唐書』「列伝東夷」に日本と言う国号が出るよりも前のことである。日本列島と通交のあった新羅は、唐よりも早く670年に「倭」から「日本」への国号変更を知ることができたのだ。これ以後新羅は、外交上、その国を「倭」ではなく「日本」と呼ばなければならない。

『日本書紀』「天智紀」七年(668年)九月の条に、新羅から贈り物をもって使者が来たことが記されているのは、上のような情勢のなか、新羅が倭と連携して唐に対処しようと考えて友好を求めて来たのだ。その相手国は倭国であって、『日本書紀』があたかも天智王のところに来たように書くのは粉飾と見なすべきである。白村江で敗北した倭国はこの時点でもまだ存続していたことが確認できる。

くりかえせば、その倭国が670年に国号を「日本」に変更した、と「新羅本紀 第六 文武王 上」は述べているのである。岩波文庫『三国史記倭人伝』⁽⁵⁵⁾はその註に『旧唐書』「列伝 日本国」の国号のいわれについての文を引用しているが、「日出ずる所に近し」という語句はむしろ『隋書』の引用する倭国王の国書にあった「日出ずる処の天子」という名乗りに対応している。600年代初頭の「阿每^{あめ}多利思比孤^{たりしひこ}」王を継承する倭国が670年にその国号を「倭」から「日本」に変更したとする解釈が、最もすなおで有力な解釈である。

以上の本章の議論によって、600年代の日本列島で起きた歴史を画するような出来事についてかなり明らかにできたと思う。近江京を建設し漏刻を設置した天智王のときにも『日本書紀』のいう日本国はまだ成立していなかった、天武・持統王のときもそうではなかったという結論に至った。ところが、朝鮮半島の史料「新羅本紀 第六」が、それ以前

からあった倭国が 670 年に国号を日本国に変えた、と重大なことを告げる。だが次章IXで示すように、『日本書紀』のいう日本国は、701年に文武王が天皇位に就いて成立したのである。すると、670年から700年までの「日本国」は『日本書紀』のいう日本国とは異なる、と考えなければいけない。もっとも、670年～700年の「日本国」は、国号が変わっただけで実態はそれまでの倭国である。体制の変化を明確にするには、「王朝が701年に交代した」という言い方がふさわしい。

倭国から日本国への移行の理解をむずかしくしているのは、『日本書紀』と『続日本紀』の編修方針である。中国史書の編修規範からすれば、「天之真宗・豊祖父」文武天皇から始まる王朝の歴史は『続日本紀』が担うべきであった。しかし、「その日本国」が『日本書紀』という文書を前もって作成し、“日本国”の歴史を、王朝の画期をなす天智王までさかのぼるだけにとどめずに始祖王までさかのぼって、その王統が始祖王以来“日本国”を支配したかのように記述した。そうすると、前王朝の「倭国と670年～700年の日本国」の歴史はみな奈良盆地の王統の歴史のなかに組み込まなければならない。中国史書の書く倭国で起きた出来事も奈良盆地の王統の“日本国”で起きたこととして記すことになる。こうして、倭国王の事績はみな奈良盆地の王の事績のように記述されたのである。そのようにして埋めこまれた600年末までの倭国の歴史を、『日本書紀』から掘り起こすことが本書の仕事であった。

本章は、手が込んで錯綜した『日本書紀』の記述からの掘り起こしが不十分だっただろう。それでも、600年代の倭国について整合的な理解を掬い取ることができたと思う。第IX章で、本書の考え方が700年代に起きた重要な出来事に合理的な納得をもたらすことを見るだろう。

参考文献

- (1) 谷川修 『倭国はここにあった 人文地理学的な論証』, 白江庵書房, 2021 年.
- (2) 小川光三 『大和の原像—知られざる古代太陽の道』, 大和書房, 1985 年.
- (3) 水谷慶一 『知られざる古代』, 講談社現代新書, 1980 年.
- (4) 杉本智彦 『カシミール 3D GPS 応用編』, 実業之日本社, 2014 年,
最新版ソフトウェアはインターネット上のホームページ.
- (5) 谷川修 電子書籍 『日本神話の起源と変遷』, 白江庵書房, 2022 年.
- (6) 小林健彦 「新羅国の文武王と倭国」, 新潟産業大学経済学部紀要, 第 43 号,
2014 年.
- (7) 服部英二 『転生する文明』, 藤原書店, 2019 年.
- (8) 谷川修 <http://hakoan.net/> 蝶の雑記帳, 「85 ボロブドゥール寺院の太陽の道」, 2019 年.
- (9) 井澤毅 「遺伝子の変化から見たイネの起源」, 日本醸造協会誌, 112 巻 1 号,
2017 年.
- (10) Shinichiro Honda ホームページ 「アワ, キビの起源」, 2020 年.
- (11) Xuehui Huang, Nori Kurata, *et al.* A map of rice genome variation reveals
the origin of cultivated rice, *Nature* 490 (2012), pp.497-501.
- (12) 倉田のり, 久保貴彦 <http://first.lifesciencedb.jp/archives/> 6065, 2012.
- (13) 谷川修 <http://hakoan.net/> 蝶の雑記帳, 「38 鶺鴒と稲作の伝来」, 「38b
稲作と鶺鴒をもたらした人々のお歯黒」, 2016 年.
- (14) 谷川修 電子書籍 『稲はどこから来たか 気候地理学的な推論』, 白江庵書
房, 2022 年.
- (15) Shinichiro Honda ホームページ 「イネの起源 1」, 「イネの起源 2」, 2018 年.
- (16) S. A. Marcott *et al.* A Reconstruction of Regional and Global Temperature
for the Past 11300 Years」, *Science* 399 (2013), pp.1198-1201.
- (17) Wikipedia 「海水準変動」, <https://ja.wikipedia.org/wiki/海水準変動>
- (18) 近藤純正 「1993 年の大冷夏」, 天気(日本気象学会), 41 8, 1994 年.
- (19) J. L. バック, 「Land Utilization in China」, 1937年.

考え方だけの孫引き.

- (20) goo ブログ 地理講義 32 中国の農業 農業地図, 2011 年.
- (21) <https://j2.wikipedia.org/wiki/ケッペンの気候区分>
- (22) 宮本一夫ほか「東北アジア農耕伝播過程の植物考古学分析による実証的研究」, 九州大学学術情報リポジトリ.
- (23) 原宗子「古代黄河流域の水稲作地点」, 流通経済大学 創立五十周年記念論文集 1, 2016 年.
- (24) Robbeets M., Bouckaert, R., Conte, M. *et al.* Triangulation supports agricultural spread of the Transeurasian languages, *Nature* 599 (2021), pp.616-621.
- (25) 藤尾慎一郎『日本の先史時代』, 中公新書, 2021 年.
- (26) 李亨源「韓半島の初期青銅器文化と初期弥生文化」,
(日本の)国立歴史民俗博物館研究報告 第185集, 2014年.
- (27) 後藤直「朝鮮半島原始時代農耕集落の立地」, 第四紀研究33(5), 1994年.
- (28) Yim Yang-Jai & Kira T., 日本生態学会誌 1975年, (図だけの孫引き).
- (29) 佐藤洋一郎『稲の日本史』, 角川ソフィア文庫, 2018 年.
概略を「JAICAF お米のはなし 12, 14」で知ることができる.
- (30) 国際気象海洋株式会社ホームページ.
- (31) 中村大介「弥生時代の開始：朝鮮半島から日本列島へ」, かながわの遺跡展特別講演第2回.
- (32) 可児弘明『鶺鴒』, 中公新書, 1966 年.
- (33) ファン ハイ リン 「お歯黒文化圏に関する試論」, シリーズ ベトナムシンポジウム 2013, 2013 年.
- (34) 原三正『お歯黒の研究』, 人間の科学新社, 2006 年.
- (35) 周達生 「中国の高床式住居」, 国立民族学博物館研究報告,
巻11 4号, 1987年.
- (36) 浅川滋男 「中国の民家・住居史研究」, <https://www.jstage.go.jp/article>.

- (37) 「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム」ホームページ。
 - (38) T. Izawa Reloading DNA History in Rice Domestication, *Plant and Cell Physiology*, pcc073, 03 June, 2022年.
 - (39) 井澤毅 「イネが光周性花芽形成のモデルって本当ですか?」, *時間生物学* Vol. 25, No. 1, 2019 年.
 - (40) 古田武彦 『邪馬台国はなかった』, 朝日新聞社, 1971年.
 - (41) J. ダイアモンド 『昨日までの社会』, 日本経済新聞出版, 2013年.
 - (42) 原田大六 『平原弥生古墳』, 葦書房, 1991年.
 - (43) 前原市教育委員会編 『平原遺跡 前原市文化財調査報告書 第70集』, 1999.
 - (44) 北條芳隆 『古墳の方位と太陽』, 同成社, 2017年, 「景観史における前方後円墳の時代, 東の山と西の古墳」, *考古学研究*第59巻4号, 2013年.
 - (45) 妹尾達彦 「江南文化の系譜：建康と洛陽(1)」, 「六朝学会報」14, p69, 2013年.
 - (46) 歴史学研究会 『日本史年表』, 岩波書店, 1966年.
 - (47) 谷川修 『論考 王都太宰府の歴史』, 白江庵書房, 2021 年.
 - (48) 朴淳発 「泗泚都城」, 忠南大学校考古学科, 国際日本文化研究センター学術リポジトリ, <https://nichibun.repo.nii.ac.jp>.
 - (49) 下倉渉 「南北朝の帝都と寺院」, 東北学院大学論集「歴史と文化」40号 p197, 2006 年.
 - (50) 朴方龍 「新羅王京の都市計画成立と発展」, 「東アジアの都市形態と文明史」21 巻 p65, 2004 年.
 - (51) 王仲殊 「唐長安城および洛陽城と東アジアの都城」, 「東アジアの都市形態と文明史」21 巻 p411, 2004 年.
 - (52) 谷川修 『日本国はどのようにして成立したか 王朝交代規範からの推論』, 白江庵書房, 2021 年.
 - (53) 井上光貞 岩波新書『日本国家の起源』, 1960 年.
- 態と文明史」21 巻 p411, 2004 年.

- (54) 坂本太郎ほか 岩波書店 日本古典文学大系『日本書記 下』, 1965 年.
- (55) 佐伯有清 岩波文庫『三国史記倭人伝 他六篇』, 1988 年.

2024 年 11 月小雪

海蝶 谷川修